

第1期(平成28年度～平成32年度)

標津町地域福祉計画(素案)

**◆自助・互助・共助と公助のもと、
誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり◆**

平成28年3月

標 津 町

はじめに

平成28年3月

標 津 町 長 金 澤 瑛

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の背景と目的	1
(1) 計画の背景	1
(2) 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の体系図	2
3 計画の期間・策定方法	3
(1) 計画の期間	3
(2) 計画の策定方法	3
第2章 標津町の地域福祉の現状と課題	5
1 地域福祉の現状	5
(1) 標津町の概要	5
(2) 人口・世帯数の推移	5
(3) 高齢者の状況	8
(4) 障がい者の状況	10
(5) 子どもと家庭の状況	11
(6) 生活困窮者の状況	13
(7) 福祉活動・事業の実施状況	14
2 地域福祉の課題	15
(1) アンケート調査の実施状況	15
(2) 懇談会及び聞き取り調査の実施	15
(3) 課題の整理	17
第3章 計画の基本理念・基本目標	19
1 基本理念	19
2 基本目標	20
(1) 支え合う地域づくり	20
(2) 福祉サービスの体制づくり	20
(3) 安全・安心なまちづくり	20
3 施策の体系	21

第4章 施策の展開	22
1 施策の展開	22
〔基本目標1〕 支え合う地域づくり	22
(1) 地域交流の推進	22
(2) 住民活動の拠点づくり	23
(3) 子育て世帯への支援充実	24
(4) ボランティアの体制づくり	26
〔基本目標2〕 福祉サービスの体制づくり	28
(1) 情報提供と相談体制の充実	28
(2) 生きるサービス利用への支援	30
(3) 権利擁護の推進	31
〔基本目標3〕 安全・安心なまちづくり	32
(1) 移動支援体制の整備	32
(2) 災害援護体制の整備	34
(3) 除雪支援体制の整備	36
(4) 安心な生活への支援	37
(5) 健康増進・介護予防の充実	38
2 目標達成のための重点事業	40
(1) 災害時の要援護者支援体制の確立	40
(2) 支え合いネットワークの構築	41
(3) 移動支援事業の検討	43
(4) 除雪支援体制の整備	44
(5) 生活支援の仕組みづくり	45
(6) 高齢者福祉の推進	46
(7) ボランティア活動を円滑に進める仕組みづくり	48
第5章 計画の推進	49
1 協働による地域福祉の推進	49
(1) 住民・地域の役割	49
(2) 事業者・団体の役割	49
(3) 社会福祉協議会の役割	49
(4) 行政の役割	50
2 社会福祉協議会との連携による事業推進	50
3 計画の進行管理	50
資料編	51

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景と目的

(1) 計画の背景

近年、家庭や地域における支え合いの機能が弱体化し、身近な住民同士や世代間の交流も希薄化するという「無縁社会」が広がりつつあります。

現実のこととして、ひきこもり・閉じこもり、家族間における高齢者や児童への虐待、DV（配偶者暴力）による家庭崩壊、認知症高齢者の徘徊による行方不明、介護や子育ての疲れによる悲惨な事件などが全国的に多発し社会問題となっています。

このような背景には、核家族化による伝統的家族の崩壊や地域における相互扶助機能の弱体化などの要因が介在していると考えられています。

また、これまで介護保険制度や障がい者自立支援法施行による福祉サービス制度の新たな導入により、福祉サービスを自ら選択でき、利用者と事業者が対等な契約関係に立つという社会福祉制度の大転換がなされてきました。

こうした中、標津町においても全国的な傾向と変わらず人口減少と少子高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、核家族化など社会環境が変化し、地域福祉に対する住民ニーズが多様化・複雑化してきています。

こうした状況を踏まえ、誰もが安心して暮らすことのできる生活環境づくりを目指し、町が平成23年4月に策定した「標津町ふるさと新生プランステップⅡ」（まちづくり総合計画）との整合性を図りながら、地域福祉を計画的に推進する必要があります。

(2) 計画の目的

本計画は、ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、全ての住民が等しく社会参加の機会を得、ともに支え合い、住み慣れた住みよい地域で自立した生活を送ることのできる地域福祉社会の実現を目指し、町や社会福祉協議会が策定している各福祉関連計画・施策と整合性を図りながら、地域福祉を推進する事を目的として策定するものです。

※ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

※ソーシャル・インクルージョン

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念

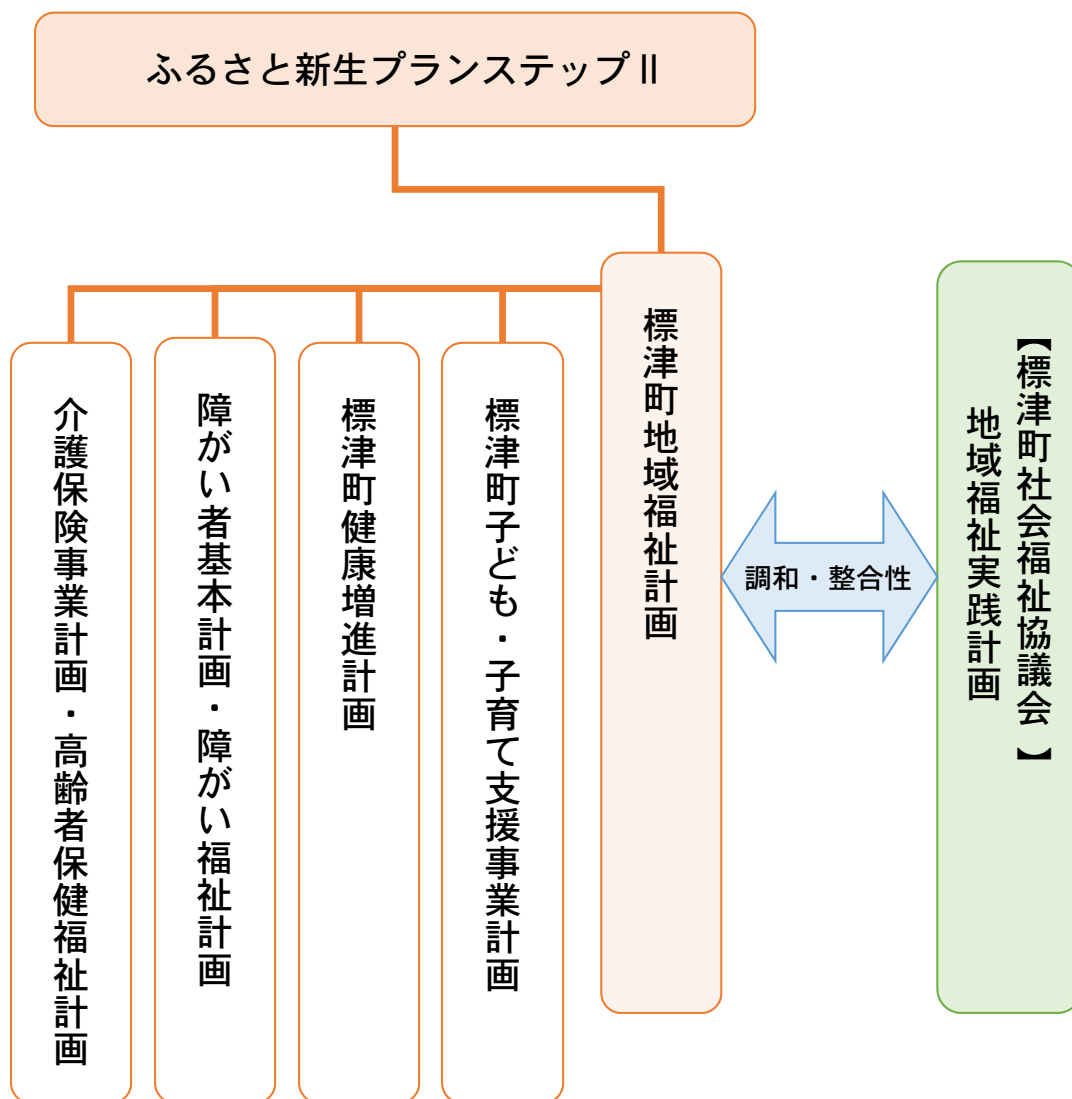
2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

この計画は、まちづくり総合計画である「標津町ふるさと新生プランステップⅡ」に基づき、別に定められた「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」、「障がい者基本計画・障がい福祉計画」、「標津町健康増進計画」、「標津町子ども・子育て支援事業計画」などの保健福祉関連の個別計画を横断的につなげるとともに、標津町社会福祉協議会の行動計画である「第5期地域福祉実践計画」との調和・整合性を図りながら、これらを地域において総合的に推進していくためのものです。

(2) 計画の体系図



3 計画の期間・策定方法

(1) 計画の期間

この計画の期間は平成28年度～平成32年度までの5年間とします。

なお、福祉関連施策の見直しや社会情勢の変化、地域ニーズの多様化等に対応するため、計画策定後も継続的な点検活動を行い、適宜見直しを検討するものとします。

(2) 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、住民参加による計画策定を図るため、住民の様々な意見、ニーズなどを把握しながら計画策定に取り組みました。

① 標津町地域福祉計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、保健福祉各関係団体からの代表者17名により構成される「地域福祉計画策定委員会」（以下、策定委員会という。）を設置し審議を行いました。なお、策定委員会は、平成27年9月から計3回開催しました。

② 地域懇談会等の開催

計画策定において、多くの住民の日常生活課題を把握するために、平成27年10月から11月にかけて、町内会連合会や老人クラブ、子育て世帯との懇談会を開催しました。

また、障がい者福祉団体への聞き取り調査や高齢者世帯（民生委員・児童委員による聞き取り方式）、障がいのある方、子育て世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。

③ 地域福祉に関するアンケート調査の実施

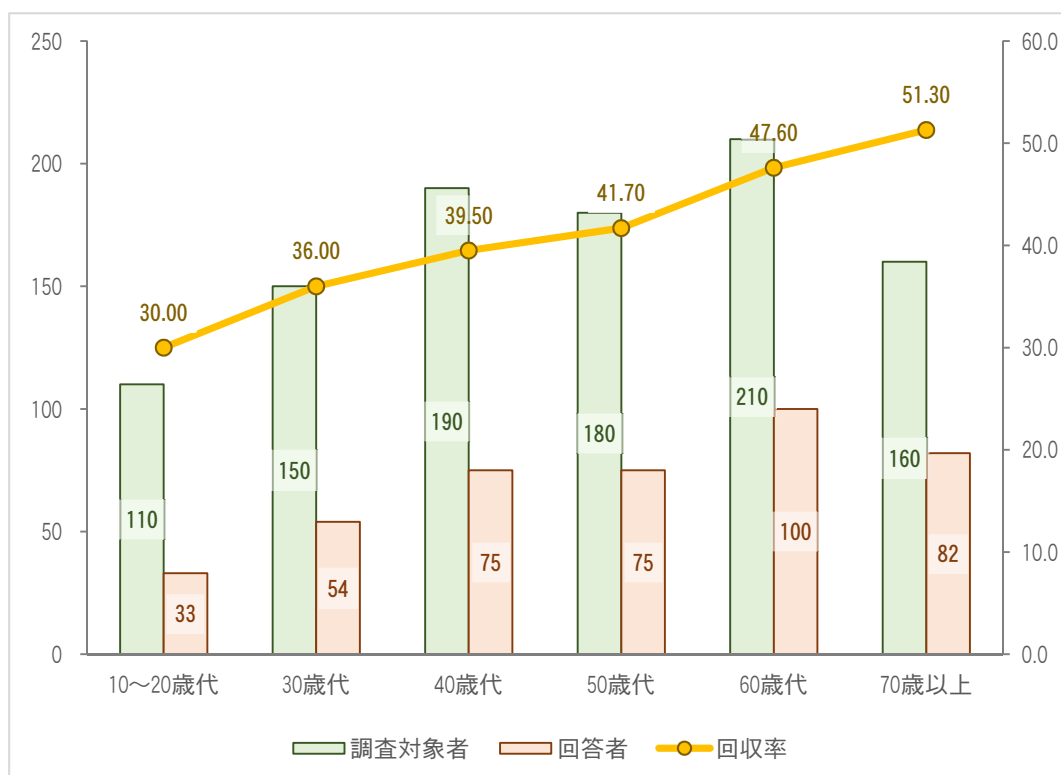
町民意識を把握するため、平成27年10月に、18歳以上の町民1,000人を対象とした地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

調査方法は、1,000人を年代別の人口構成比率により按分し、各年代の男女比率を50%として無作為に抽出しました。

調査票の回収率は42.5%で、年代が高いほど回収率が高い結果となりました。

○ 地域福祉に関するアンケート調査回収状況

年齢階層区分	調査対象者	回答者	回収率
10～20歳代	110人	33人	30.0%
30歳代	150人	54人	36.0%
40歳代	190人	75人	39.5%
50歳代	180人	75人	41.7%
60歳代	210人	100人	47.6%
70歳以上	160人	82人	51.3%
無回答	—	6人	—
計	1,000人	425人	42.5%



第2章 標津町の地域福祉の現状と課題

1 地域福祉の現状

(1) 標津町の概要

標津町は、北海道の最東端根室管内の中心部に位置し、北は羅臼町、北西は清里町、西は中標津町、南は別海町に隣接しています。また、東に広がるオホーツク海洋上にはわずか24km先に北方領土国後島がその大きな姿を見せています。

町域は624.54km²で、そのうち森林面積が428.40km²と約69%を占めており、その森林を起点として標津川に代表される大小の河川が町内を流れています。

北東には世界自然遺産である知床半島、南東にはラムサール条約登録湿地である野付半島など、世界的な自然を有する風光明媚な地です。

気候は、春から夏にかけて霧の発生が多く、夏は冷涼多湿となりますが、秋から冬にかけては比較的日照時間も多く、降雪期間は12月～4月上旬です。平均気温は5.5℃前後と寒冷地ではありますが、夏はおおむね温暖な気候です。



(2) 人口・世帯数の推移

本町の人口は、昭和40年の8,051人をピークに年々減少し、平成27年9月末には5,391人まで減少しています。

人口動態では少子高齢化が進んでおり、年少人口（0～14歳）の割合は昭和55年の25.5%（1,973人）から減少を続け、平成27年9月末には12.6%（678人）となっています。

また、高齢者人口（65歳以上）の割合は昭和55年の7.9%（611人）から増加を続け、平成27年9月末には28.0%（1,508人）となっています。

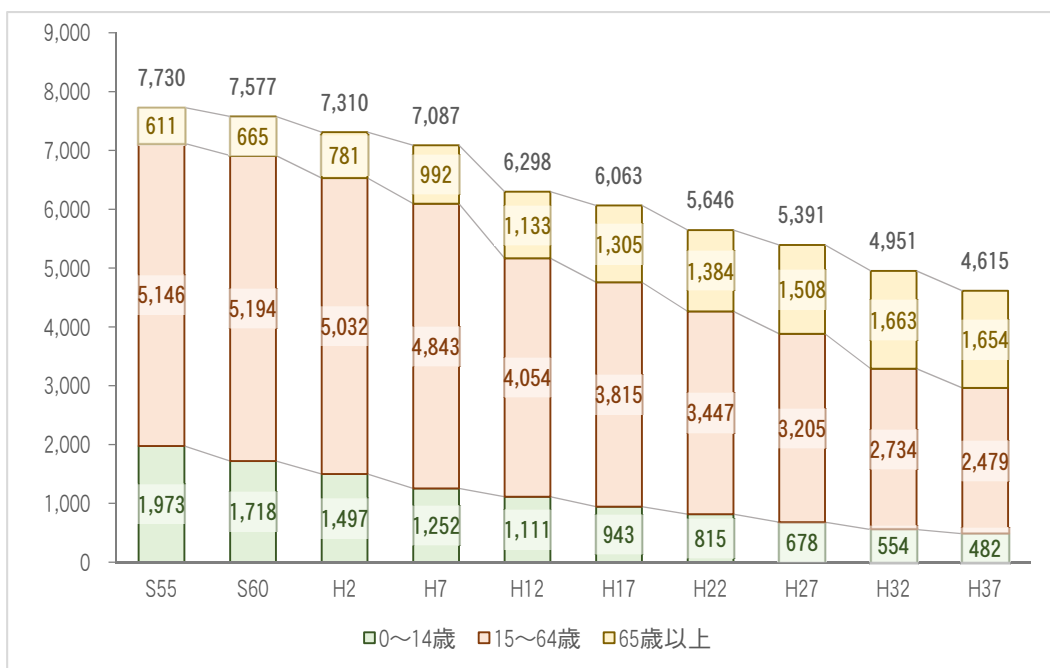
今後もこのような少子高齢化の進行が予想され、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成25年3月現在）によると10年後の平成37年（2025年）に

は総人口は4,615人まで減少し、年少人口の割合が10.4%まで減少、高齢者人口の割合が35.8%まで増加すると推測されています。

1世帯あたりの人員を見ると、昭和50年には3.51人/世帯であったものが徐々に減少し、平成27年9月末には2.33人/世帯となり核家族化が更に進んでいます。

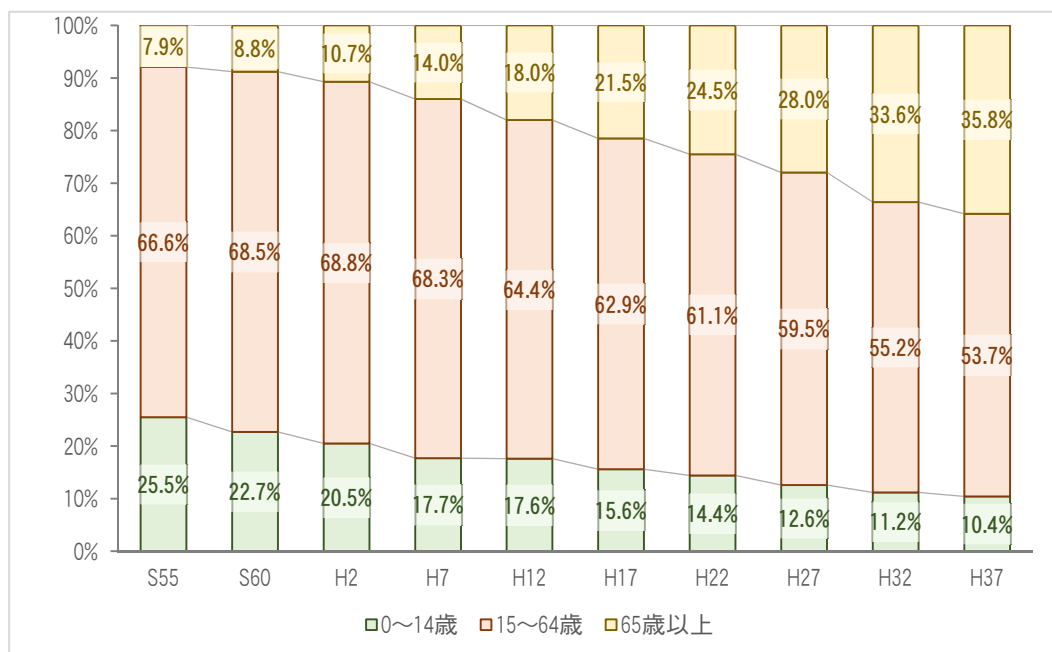
○人口の推移

年度		S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H32	H37
総人口		7,730	7,577	7,310	7,087	6,298	6,063	5,646	5,391	4,951	4,615
0～14歳	人口	1,973	1,718	1,497	1,252	1,111	943	815	678	554	482
	比率	25.5%	22.7%	20.5%	17.7%	17.6%	15.6%	14.4%	12.6%	11.2%	10.4%
15～64歳	人口	5,146	5,194	5,032	4,843	4,054	3,815	3,447	3,205	2,734	2,479
	比率	66.6%	68.5%	68.8%	68.3%	64.4%	62.9%	61.1%	59.5%	55.2%	53.7%
65歳以上	人口	611	665	781	992	1,133	1,305	1,384	1,508	1,663	1,654
	比率	7.9%	8.8%	10.7%	14.0%	18.0%	21.5%	24.5%	28.0%	33.6%	35.8%



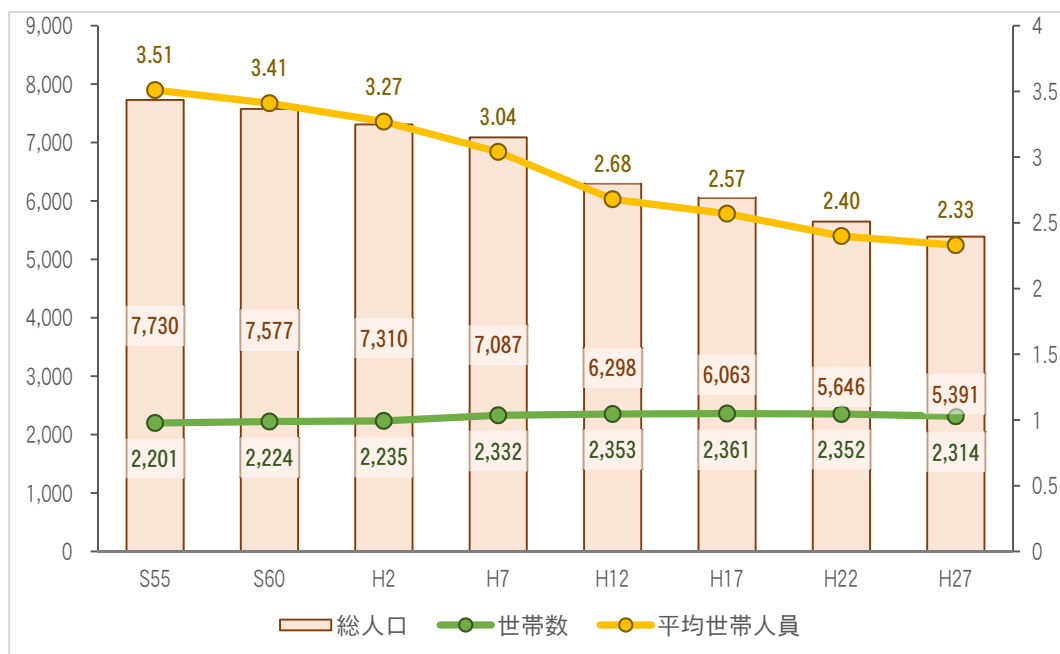
※S55～H22までは国勢調査、H27はH27. 9月末現在の住民基本台帳、H32～H37は国立社会保障・人口問題研究所による推計

○年齢別人口の割合



※S55～H22までは国勢調査、H27はH27. 9月末現在の住民基本台帳、H32～H37は国立社会保障・人口問題研究所による推計

○人口と世帯数、平均世帯人員の推移



※人口はS55～H22までは国勢調査、H27人口及び世帯数は住民基本台帳（9月末）。

※平均世帯人員は、「総人口÷世帯数」により算出。

(3) 高齢者の状況

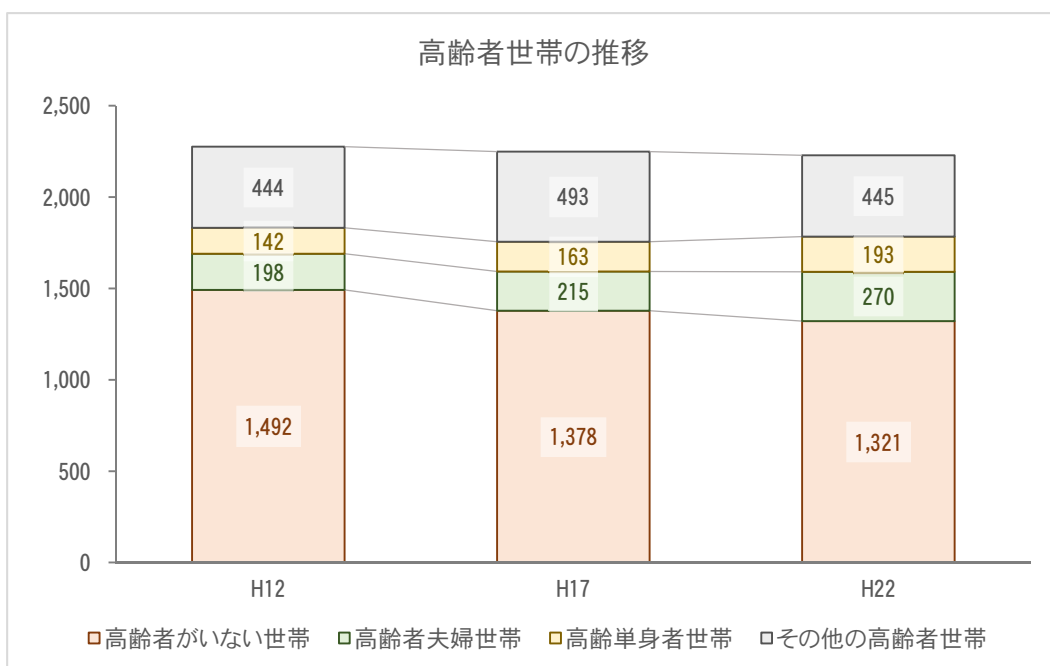
① 高齢者世帯の状況

当町では、約40%の世帯が65歳以上の高齢者のいる世帯であり、そのうちの約半数が高齢者のみで構成された世帯となっています。

また、世帯数全体としては若干の減少傾向にあります。高齢者のいる世帯は増加傾向にあることから、介護状況にかかわらず、生活全般に対する支援対策が必要だといえます。

区分		H12	H17	H22
総世帯数	世帯数	2,276	2,249	2,229
高齢者のいる世帯	世帯数	784	871	908
	比率	34.4%	38.7%	40.7%
	うち高齢者夫婦世帯	世帯数	198	215
		比率	8.7%	9.6%
	うち高齢単身者世帯	世帯数	142	163
		比率	6.2%	7.2%
	その他の高齢者世帯	世帯数	444	493
		比率	19.5%	21.9%

※資料：国勢調査

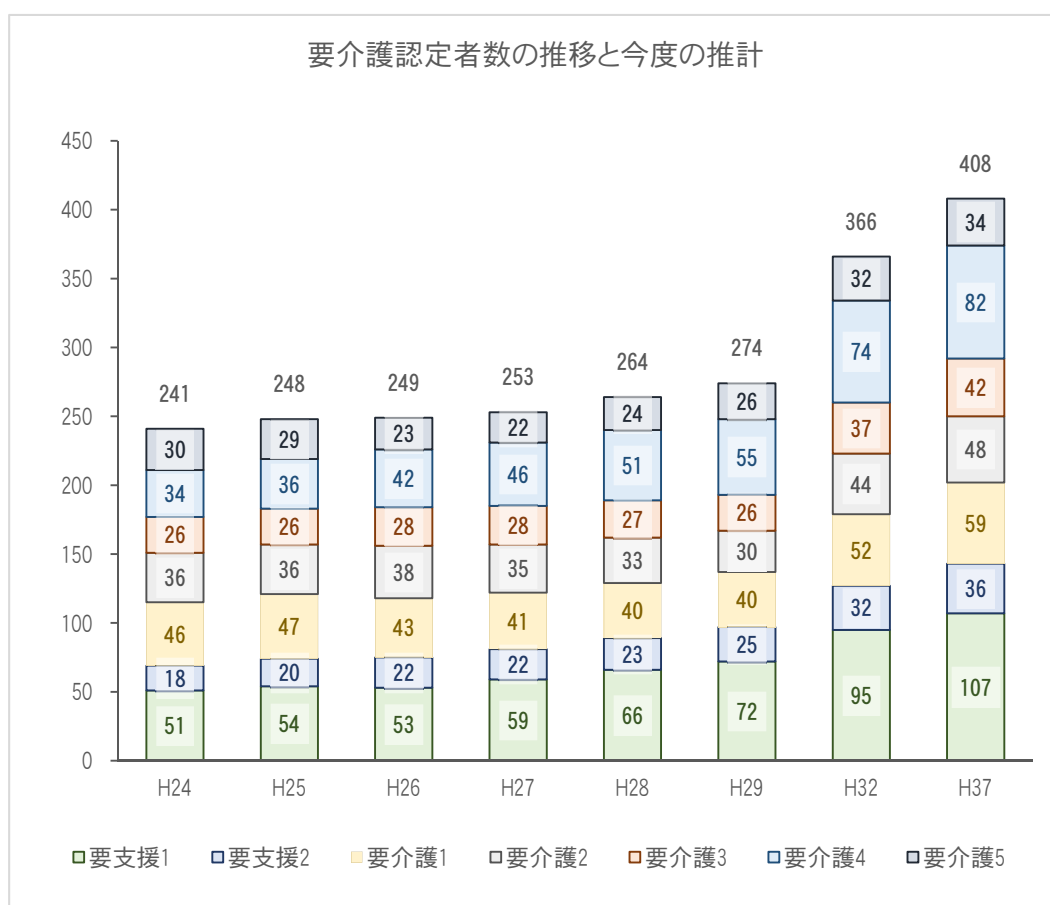


②要介護認定の状況

要支援や要介護の認定者数は、高齢者人口や高齢化率の上昇に伴い増加が見込まれ、特に要支援1、要支援2の軽度者の伸びが顕著となっています。

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
認定者数	241	248	249	253	264	274	366	408
うち要支援1	51	54	53	59	66	72	95	107
うち要支援2	18	20	22	22	23	25	32	36
うち要介護1	46	47	43	41	40	40	52	59
うち要介護2	36	36	38	35	33	30	44	48
うち要介護3	26	26	28	28	27	26	37	42
うち要介護4	34	36	42	46	51	55	74	82
うち要介護5	30	29	23	22	24	26	32	34

※H24～H26は実績値、H27～H37は推計値

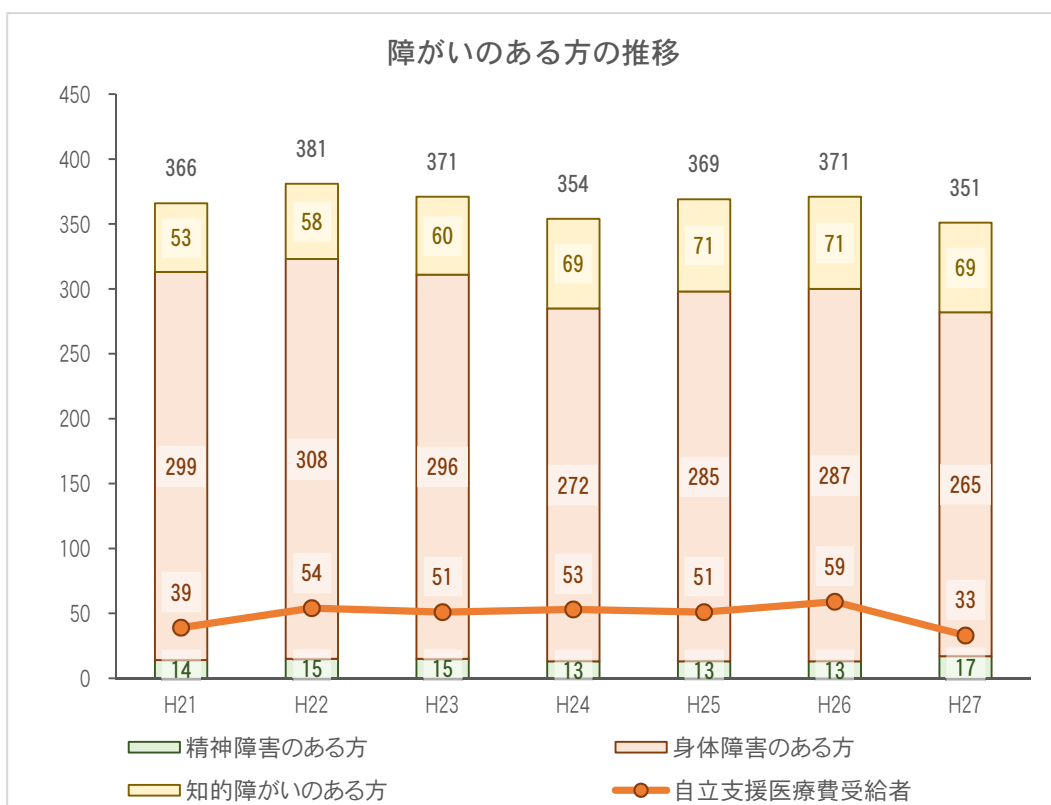


(4) 障がいのある方の状況

各種手帳の交付者数の推移から、全体の人数はほぼ横ばいですが、知的障がいのある方が増加傾向にあります。

また、自立支援医療費受給者は近年増加傾向にあり、平成27年度は減少しているものの、精神障がいのある方の約2倍となっています。

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
合計	366	381	371	354	369	371	351
身体障がいのある方	299	308	296	272	285	287	265
1級	84	79	76	71	74	75	71
2級	57	53	51	40	43	43	38
3級	46	51	49	42	44	44	39
4級	70	80	78	71	75	76	76
5級	24	25	24	30	31	31	24
6級	18	20	18	18	18	18	17
知的障がいのある方	53	58	60	69	71	71	69
A	28	28	28	27	27	27	26
B	25	30	32	42	44	44	43
精神障がいのある方	14	15	15	13	13	13	17
自立支援医療費受給者	39	54	51	53	51	59	33



(5) 子どもと家庭の状況

①出生の動向

出生数は、その年により増減がありますが、総人口と同様に近年は減少傾向にあります。

また、出生率も減少傾向にあり、ほぼ全道平均と同様の推移をしています。

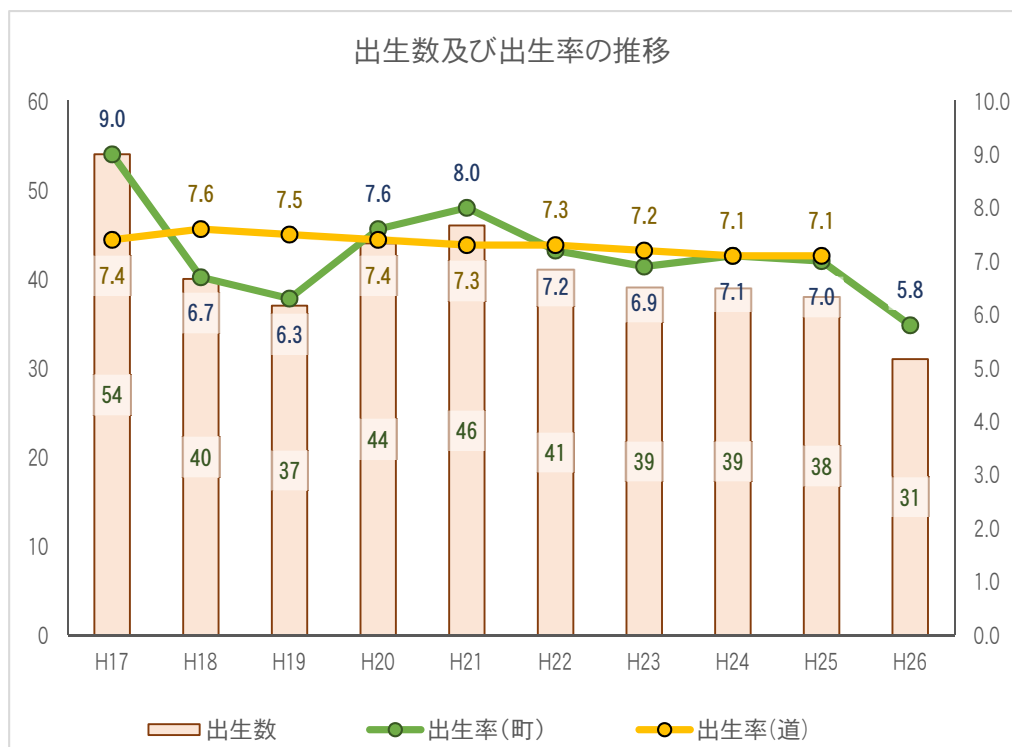
なお、合計特殊出生率については、道の平均値を上回る数値で推移しており、平成20年度以降は国の平均値とほぼ同率で推移しています。

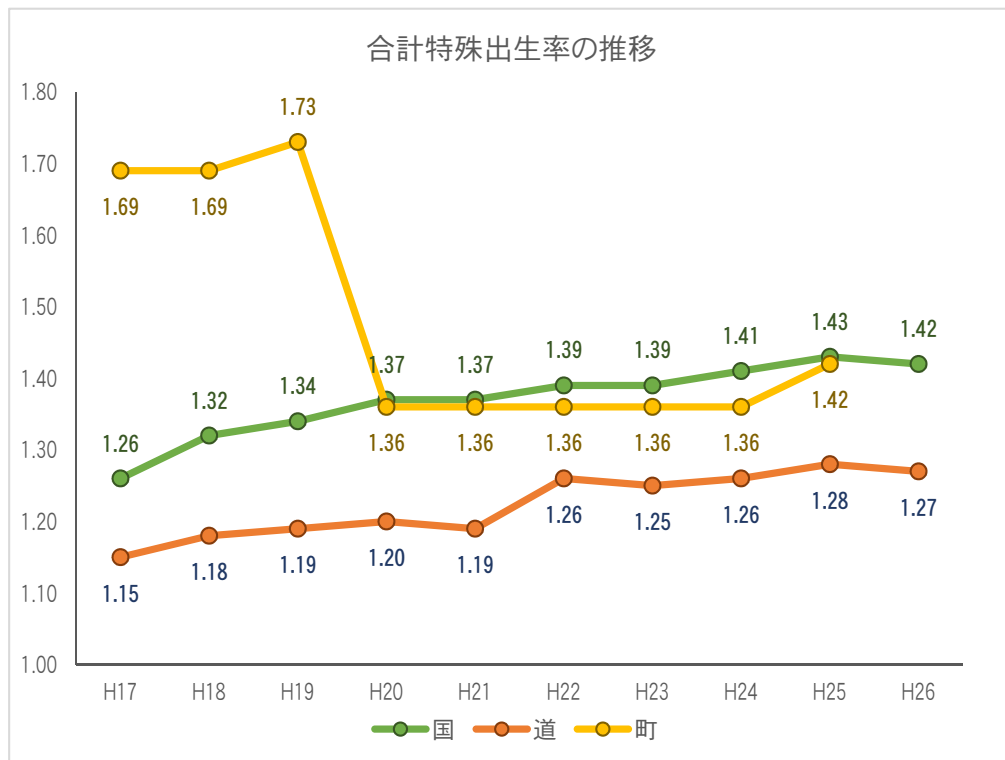
区 分		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総 人 口		6, 013	5, 960	5, 851	5, 825	5, 753	5, 717	5, 623	5, 530	5, 462	5, 382
出 生 数		54	40	37	44	46	41	39	39	38	31
出 生 率	町	9. 0	6. 7	6. 3	7. 6	8. 0	7. 2	6. 9	7. 1	7. 0	5. 8
	道	7. 4	7. 6	7. 5	7. 4	7. 3	7. 3	7. 2	7. 1	7. 1	—
合計特殊 出生率	町	1. 69	1. 69	1. 73	1. 36	1. 36	1. 36	1. 36	1. 36	1. 42	—
	道	1. 15	1. 18	1. 19	1. 2	1. 19	1. 26	1. 25	1. 26	1. 28	1. 27
	国	1. 26	1. 32	1. 34	1. 37	1. 37	1. 39	1. 39	1. 41	1. 43	1. 42

※総人口及び出生数は住民基本台帳、出生率(道)は北海道保健統計年報より。

※出生率は人口千人あたり。(出生数÷総人口×1,000)

※合計特殊出生率(出生数に女性人口(出産可能年齢15～49歳)で除し1,000を乗じたもの)は、国・道は総務省人口動態統計より、町は釧路根室地域保健情報より。



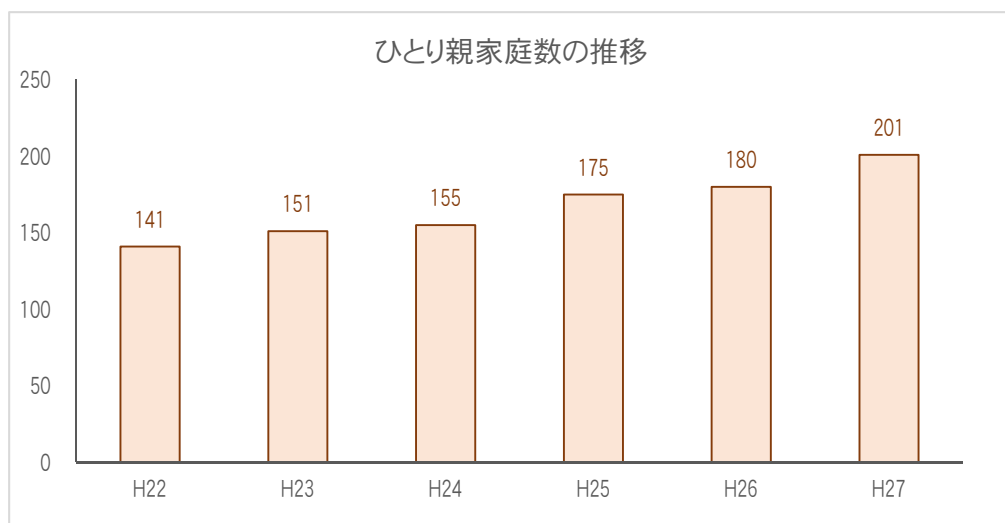


②ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭数は、平成22年以降ゆるやかな増加傾向にあり、平成27年度には200世帯を超えています。

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
ひとり親家庭数	141	151	155	175	180	201

※各年4月1日現在。資料：住民生活課（医療給付担当）提供。



(6) 生活困窮者の状況

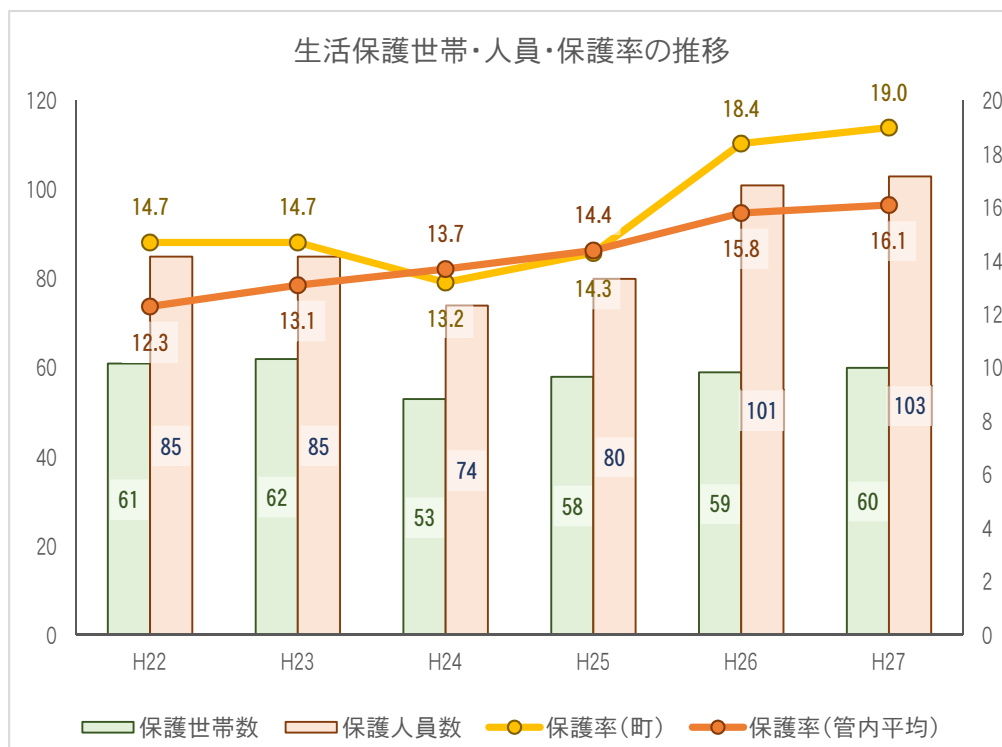
生活保護世帯数及び保護人員数は、平成24年度に一度減少しましたが、それ以降は増加傾向にあります。

保護率も同様に推移しており、平成24年度に一度根室管内の平均を下回ったものの、平成27年度は根室管内で最も高い保護率となっており、管内平均を約3%上回っています。

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
保護世帯数	61	62	53	58	59	60
保護人員数	85	85	74	80	101	103
保護率（‰）	14.7	14.7	13.2	14.3	18.4	19.0
根室管内平均保護率（‰）	12.3	13.1	13.7	14.4	15.8	16.1

※資料：生活保護実施状況（根室振興局作成）より。

※H22～H26は各年度末。H27は8月末現在。



(7) 福祉活動・事業の実施状況

地域では、町内会をはじめ、標津町社会福祉協議会、社会福祉法人標津福祉会、株式会社標津介護サービス、有限会社こすもす、NPO法人キラリ工房など様々な団体・事業所による福祉活動・事業が行われています。

このような団体・事業所の活動と、保健福祉センターや町住民生活課が行う事業が連携することで、町の地域福祉体制が構築されています。

① 町内会活動

町民にとって一番身近な団体である町内会は全38町内会ありますが、このうち市街地区の町内会は15町内会あり、全世帯の78.9%を占めています。また、30世帯以下の町内会が18町内会あり、すべてが漁村部、農村部の町内会です。

各町内会では、安否確認の声かけや玄関前の除雪、地域サロンの開設や道路わきの草刈りなどの福祉活動が行われています。

② 社会福祉協議会

標津町社会福祉協議会は標津町老人クラブ連合会をはじめとする6団体の事務局を担っているほか、9団体、約200名のボランティアをボランティアセンターに登録しています。さらに、町内5箇所で開催されている「いきいきサロン」や町内会単位で活動している「要援護者除雪支援」は地域のボランティアに支えられており、社会福祉協議会はそうした活動を支援しながら行政と地域住民を結ぶ重要な役割を担っています。

③ 福祉団体

町内では社会福祉法人標津福祉会が特別養護老人ホームやデイサービス・ショートステイの居宅介護サービス事業所の運営を、有限会社こすもすが訪問介護事業所を、株式会社標津介護サービスがグループホームや高齢者対応型下宿の運営を行っており、町の高齢者福祉に大きく貢献しています。

また、NPO法人キラリ工房は、就労継続支援B型事業所として、一般企業等で就労することが困難な障がいのある方の就労訓練サービス事業を実施し、障がいのある方への支援を行っています。

このほかにも町内には様々な福祉事業所（団体）や産業団体があり、これらの事業所（団体）の活動により地域の福祉が支えられています。

2 地域福祉の課題

(1) アンケート調査の実施状況

① 地域福祉に関するアンケート調査

対 象 者：18歳以上の町民から、下記条件を設定したうえで無作為抽出。

・対象者1,000人 ・年齢構成比率により按分 ・男女比率50%

調査期間：平成27年10月1日～平成27年10月23日

回 答 数：425人（42.5%）

② 高齢者に対するアンケート調査

対 象 者：町内在住の一人暮らし高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯

調査期間：平成27年10月1日～平成27年10月27日

調査方法：民生委員児童委員による訪問調査

回 答 数：145世帯（207人）

③ 障がいのある方へのアンケート調査

対 象 者：障がいのある方及びその世帯（181世帯）

調査期間：平成27年10月19日～平成27年10月30日

回 答 数：71世帯（39.2%）

④ 子育て世帯へのアンケート調査

対 象 者：就学前児童を養育する保護者（180世帯）

調査期間：平成27年10月13日～平成27年10月30日

回 答 数：93世帯（51.7%）

(2) 懇談会及び聞き取り調査の実施

① 標津・川北地区町内会連合会との懇談会

[標津地区]

実施日：平成27年11月16日

参加者：標津地区町内会長 8名

[川北地区]

実施日：平成28年1月29日

参加者：川北市街地区町内会長他 6名

② 各老人クラブとの懇談会

実 施 日	老人クラブ名	参加者
平成27年10月15日	古多糠老人クラブ	7 名
平成27年11月10日	北標津老人クラブ	15 名
平成27年11月12日	標津寿会	20 名
平成27年11月15日	茶志骨老人クラブ	12 名
平成27年11月17日	薫別まんさくの会	6 名
平成27年11月19日	忠類老人クラブ	6 名
平成27年11月20日	川北しらかば会	19 名
計	7 団体	85 名

③ 障がい福祉に関連する団体への聞き取り調査

実 施 日	調 査 対 象	参加者
平成27年10月21日	母子通園センター利用児童の保護者	6 名
平成27年11月 6日	標津中学校(特別支援コーディネーター)	
平成27年11月 9日	民生委員児童委員協議会	
平成27年11月11日	母子通園センターくれよんハウス	
平成27年11月11日	知的障がい者相談員	
平成27年11月12日	特定非営利法人 キラリ工房	
平成27年11月13日	身体障がい者相談員	
計	7 団体	

④ 就学前児童の保護者との懇談会

実 施 日	実 施 会 場	参加者
平成27年10月30日	標津地区 親子交流館「おひさま」	7 名
平成27年11月 6日	川北地区 親子交流ひろば「ポップコーン」	4 名
計	2 地区	

(3) 課題の整理

地域福祉を取り巻く標津町の現状及びアンケート調査や懇談会、聞き取り調査の結果から、住民が標津町で暮らし続けていく上での課題を整理すると以下のとおりとなります。

これらの課題解決に向け「自助・互助・共助・公助」の考えのもと、住民、町内会、社会福祉協議会、事業所、団体、町などが、それぞれの役割をはたしながら協力して対応していくことが必要になります。

① 生活上の不安に関する課題

高齢者や障がいのある方などが生活する上で、移動や通院、買い物、除雪などの日常生活に不安を抱える方が増加しています。

特に、商店や公共交通機関が少なく、積雪が多い当町では、移動や除雪は生活に直結する重要なものであり、大きな不安要素となっています。

また、子育て世帯においては、急用や急病などの緊急時や短時間の託児、母親の就業に対する支援が求められています。

② 健康や介護に関する課題

高齢者や障がいのある方には、自分の健康維持や入院時の対応、高齢者福祉施設入所にかかる経済的負担などに不安を抱く方が多くいます。

一方で、介護する方も自分の健康維持や介護に関する知識、介護の継続そのものに不安を抱えています。

これらの不安を解決するためには、施設介護・在宅介護の安定供給が必要不可欠であり、高齢者福祉に従事する職員の育成を進め、地域一体となった支援体制を構築する必要があります。

③ 相談・支援体制に関する課題

高齢者や障がいのある方、子育て世帯、生活困窮者など地域には様々な不安や問題を抱えている方がおりますが、困ったときの相談先がわかりづらいという方が多くいます。

また、複数の分野にまたがる問題を抱える方も多く、相談先の統一や受けられる支援の情報が一箇所で提供される体制が求められています。

相談先がなく孤立している方もおり、住民に一番近い相談先としての「民生委員児童委員」の地区担当者や活動内容の周知も必要になります。

④ 地域活動に関する課題

若い年代の地域離れが進む中、町内会活動に代表される地域活動への積極的参加や推進、企業・団体の地域活動への取り組みが求められています。

また、地域住民や同じ悩みを持つ方が集うサロンの開設や、近隣住民による高齢者などに対する安否確認の声かけ活動など、住民間の交流の場・機会の提供が必要になります。

⑤ 災害援護に関するもの

高齢者や障がいのある方の中には、自力で避難することが難しい方がおり、近隣居住者による避難支援が必要です。

そのためには、要援護者台帳の整備や町内会を中心とした近隣住民同士での災害時要援護者の情報共有による、災害時の避難支援体制を構築していく必要があります。

第3章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

標津町では、近年、景気の低迷や雇用の場の確保などの問題により若年層の町外流出が続くとともに、高齢化や核家族化の進行により一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しており、人口減少と少子高齢化が同時に進行しています。

また、社会環境の変化などによる地域交流の希薄化が顕著であり、特に若年層の地域離れが深刻です。

このような状況の下、家庭内での生活力の低下や地域による助け合いが減少し、各家庭が抱える生活課題が多様化しています。支援する制度やサービスがさまざまな団体や事業所などから提供されていますが、生活課題を全て解決するには至っていません。

人口減少や少子高齢化は今後も進行することが想定され、生活課題もそれに合わせて多様化が進むと想定されることから、増え続ける生活課題を解決し誰もが生き生きと暮らし続けていくことができる地域を作り上げていかなければなりません。

本計画では、住民や関係団体に対して行ったアンケートや懇談会で明らかになった生活課題を、地域や関係団体、事業所、行政などがそれぞれの役割を果たす中で連携し、助け合いながら一体となって解決に向けた取り組みを推進することが重要であると考え、次の基本理念を掲げます。

《標津町地域福祉計画の基本理念》

「自助・互助・共助と公助のもと、

誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり」

2 基本目標

基本理念を実現するために、本計画では次の3つの目標を掲げ、計画推進に積極的に取り組みます。

(1) 支え合う地域づくり

人口減少や少子高齢化などにより社会環境が変化するとともに、近所付き合いなどの地域交流が希薄化し、家庭や地域での相互扶助機能が低下しています。

このような中、各家庭が抱える生活課題が複雑多様化しており、行政や団体が提供するサービスだけでは全ての課題を解決することが難しい状況にあることから、住民同士が支え合い生活課題を共有するなかで行政や団体と協力し、地域を挙げて課題を解決していく仕組みを再構築しなければなりません。

増え続ける生活課題を解決し、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指し、地域住民を中心として町全体が支え合う体制づくりを進めていきます。

(2) 福祉サービスの体制づくり

社会環境の変化などによる生活課題の多様化に伴い、福祉に関する制度やサービスが大きく変化しており、この変化は今後も継続することが予想されます。

福祉サービス利用者は、複雑化する情報を把握した上でサービスを選択しなければならないことから、信頼できる相談体制の構築や利用者のニーズに合わせた的確な情報提供、サービス提供体制の維持など利用者を支える仕組みが必要です。

細分化される制度の下、誰もが安心して決め細やかな福祉サービスを受けられるよう、関係団体や事業所が連携した支援体制の構築を推進していきます。

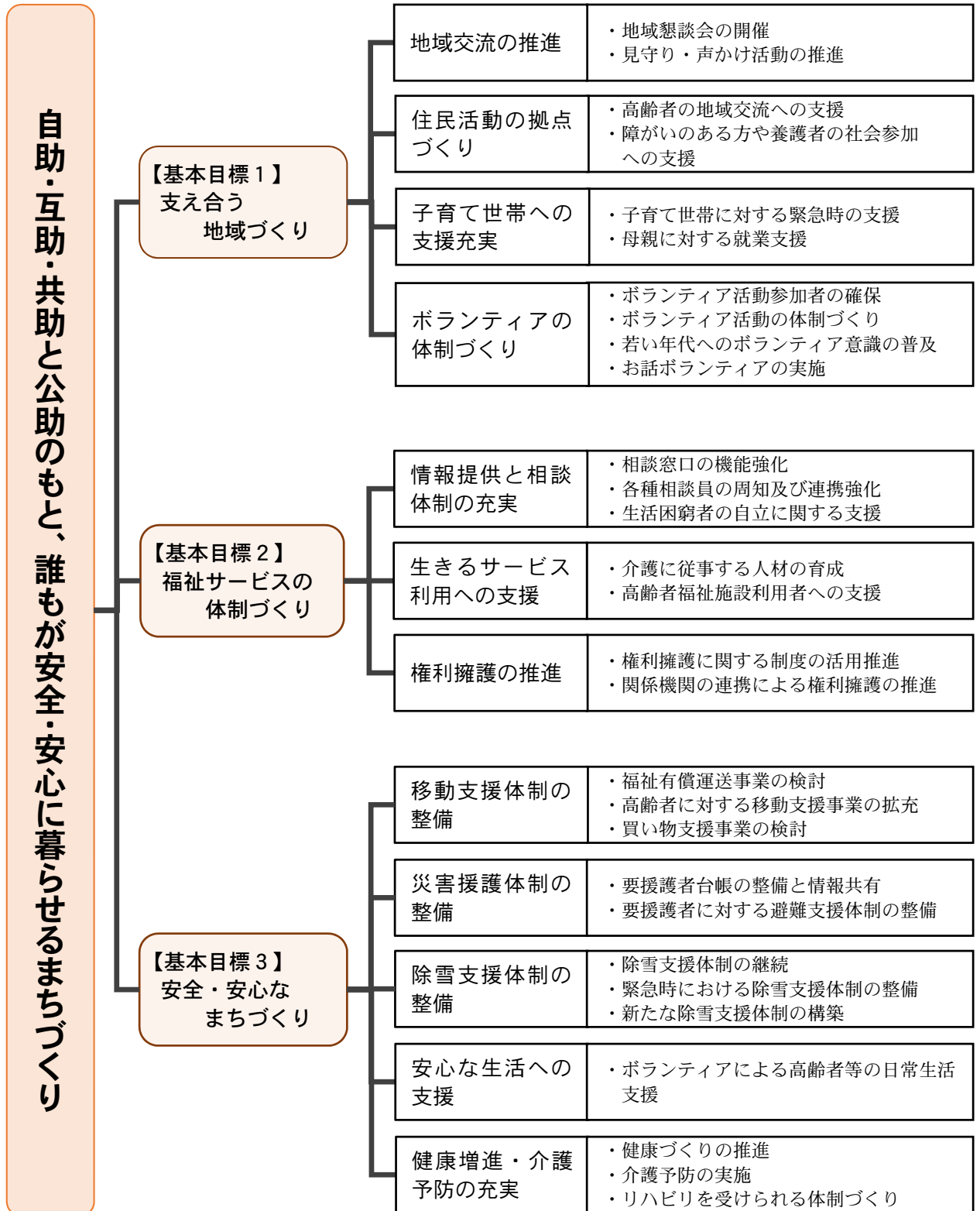
(3) 安全・安心なまちづくり

住み慣れた地域で生活をしていくためには、健康な状態で安心して日常生活を送ることが不可欠ですが、さまざまな理由から自分の力（自助）だけでは日常生活の課題を解決できない方が増加しています。

このような方の生活を支えるため、各団体（共助）や行政（公助）による支援が行われておりますが、多様化する生活課題を解決していくためには共助や公助による支援を充実させると共に、地域住民を中心とした「互助」による支援が不可欠です。

全ての住民が健やかに安心して暮らせることを目標とし、支援が必要なときは地域が一体となって支え合うあたたかな仕組みづくりを進めていきます。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

1 施策の展開

[基本目標1] 支え合う地域づくり

(1) 地域交流の推進

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化の進行により、地域内における世帯構成の状況が変化し、さまざまな問題を抱える世帯が増加しています。

一人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯など、高齢者のみで構成されている世帯では日常生活などに不安を抱える世帯が増加しており、要介護認定者や障がいのある方を抱える世帯では、昔の大家族のように家族で分担して支えあうことが難しく、家庭内での介護機能が著しく低下しています。

また、子育て世帯では同居している親族がいないため、緊急時の支援が受けられない世帯が増加しています。

このように、各世帯が抱える問題が多様化・複雑化する中、社会状況や生活様式の変化により、地域の結びつきや人間関係が失われつつあり、若い年代の地域離れが進行するとともに、昔はどこの地域でもあった助け合いの精神が薄れてきています。

今後より一層の進行が予想される人口減少や少子高齢化、核家族化に対応するため、住民全体が積極的に近所付き合いや町内会活動などの地域活動を推進し、地域力を底上げする中で相互扶助機能を高め、地域における課題を発見するとともに、地域一体となって解決に向けた取り組みを行う必要があります。

【施策の展開】

① 地域懇談会の開催

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住民同士が日頃からお互いを知り、思いやりの精神を持って支え合う関係を築き、地域の課題についての情報を共有する仕組みをつくる必要があります。

このことから、町内会と関係団体が連携して「地域懇談会」を定期的を開催し、地域についての情報を共有する仕組みをつくり、その中で新たな課題の発見やその解決方法についての意見を交換することで、地域活動への積極的参加

や町内会活動の推進を促し「自助・互助・共助・公助」の意識づくりを進めます。

また、懇談会には若い年代の方の参加を促し、地域活動への関心を持つ機会を創出するとともに、地域の状況を把握し課題を共有していく中で、高齢者との相互扶助関係を構築し地域交流の活性化につなげていきます。

② 見守り・声かけ活動の推進

少子高齢化や核家族化が進行する中、様々な支援を必要としながらも、日々の生活に不安を抱えながらすごしている方が存在しています。

このような方の不安や生活課題を見過ごさず、安心して暮らせる地域づくりを進めるため、町内会を中心として地域内で支援が必要な方の情報を共有し、町内会や近所付き合いを基本とした日常的な見守りや声かけ活動を推進します。

また、高齢者など支援を必要とする方の安否確認や孤立死防止対策を強化するため、民生委員児童委員による訪問や郵便配達、電気・水道検針員、新聞配達員、民間宅配業者などの協力を得て、異常な状況が確認された場合の関係団体との連絡体制の整備を検討します。

(2) 住民活動の拠点づくり

【現状と課題】

近所付き合いの希薄化や核家族化が進行する中で、家の中に閉じこもり、外部から孤立しがちな高齢者や障害のある方の存在が社会的に問題視されています。閉じこもりになると心身が虚弱化し、要介護状態になる危険性が高まります。

現在、高齢者については町内に9つの老人クラブ、5つの高齢者向け地域サロンがあり活発に活動していますが、男性の参加率の低さが課題となっています。

また、障がいのある方については、高齢者同様に家に閉じこもり気味になる方が多いことに加え、養護者の方も障がいのある子どもの就職や自分が養護できなくなった後の子どもの生活維持など、常に不安や悩みを抱えながら日々の生活を送っています。

このような方が家の中に閉じこもることなく、同じ悩みを抱える方や地域の方とお互いを認め合いながら情報を共有し住民活動を共にする中で、いつまでも明るく元気に生きがいを持って暮らせるような場の提供が求められています。

【施策の展開】

① 高齢者の地域交流への支援

現在、町には9つの老人クラブと社会福祉協議会が開設し、地域住民ボランティアが担っている5つの高齢者向け地域サロンがあり、社会福祉協議会と連携した中で様々なイベントが開催されるなど、活発な活動が行われています。

これらの団体の活動は高齢者の生きがい対策に大きく寄与しており、今後到来が予想される超高齢化社会においても不可欠なものであることから、今後も各団体に対する支援を継続していきます。

また、高齢者の地域活動への参画を推進するため、新たな地域サロンの開設やサロンへの移送手段などに対する支援を検討します。

② 障がいのある方や養護者の社会参加への支援

障がいのある方やその養護をされている方の中には、悩みや不安を抱える方が少なくありません。主な相談先は身内や福祉施設・行政の職員、障がい者相談員などですが、相談する機会が限られており、他者との会話が減少し家に閉じこもりがちになる方や、悩みや不安などを話せる場所が少なくストレスを抱えている方がいます。

このような状況を改善するため、障がいのある方やその養護をされている方が気軽に集い、多くの方と会話を行う中で日頃の悩みや不安、ストレスを解消できる場の提供を検討します。

また、障がいのある方に対する地域住民の理解を促進するため、就労継続支援施設である「キラリ工房」への支援を継続するとともに、活動範囲の拡大や活動内容の周知に対する支援の強化を検討します。

なお、障がいの有無や年齢を問わず、誰もがお互いを認め合いながら社会生活を共にすることができる体制の構築を推進するため、将来的に地域住民や高齢者、子育て世帯など様々な方が気軽に集いあえる「地域共生型福祉施設」の開設を展望した取り組みを検討します。

（3）子育て世帯への支援充実

【現状と課題】

周囲から子育てに関する支援が十分に受けられず、子どもの養育や経済面に不安を抱えている世帯が増加しています。

町では、子育て世帯に対する不安を解消するため、国や道の支援を受けながら学校や関係機関と連携して、子育て支援拠点や放課後児童クラブの設置、各種養育支援などの事業を実施するとともに、平成29年4月には保育園、幼稚園、

母子通園センター、子育て支援拠点の機能を集約した「標津こども園」の開設を予定しています。

このほかにも、町独自の事業として18歳未満の子どもの医療費無償化や3歳児以上の保育料・幼稚園利用料の無料化、出産祝い金の支給、紙おむつ購入費の助成、紙おむつ用ゴミ袋の支給、インフルエンザ予防接種助成事業などの子育て支援事業を進めています。

このように子育て世帯に対する支援体制は整いつつありますが、一方で親族からの支援を受けられない家庭における緊急時の支援や、母親の就業先の確保、働きやすい体制の整備などの課題もあります。

今後、ますます進行が予想される少子高齢化や人口減少に対応していくには、次代を担う子ども達を安心して育てることができる環境や仕組みづくりが欠かせないことから、近隣住民や事業所など地域全体で子育てを支援していく必要があります。

【施策の展開】

① 子育て世帯に対する緊急時の支援

保護者の急病や急用時に周囲からの支援を受けられず、保育園や幼稚園への送迎や子どもの保育に困難を生じている家庭があり、特に急病時は、体調不良の中自宅で子どもを保育している保護者もいます。

このような課題を解決するには第三者による支援が必要であるため、近隣住民や子どもが同じ施設に通園している保護者、近年まで育児を行っていた保護者などによる助け合いの体制整備を検討するとともに、将来的に有料ボランティアによる支援制度の構築を視野に入れた取り組みを検討していきます。

また、子育てに対する支援を通して近隣住民が比較的若い年代である子育て世帯との交流を深めることで、近隣住民による子どもへの声かけや高齢者の見守り活動などの地域活動を推進していきます。

② 母親に対する就業支援

景気低迷や社会環境の変化により子育てに関する費用が増加し、子どもが成長するにしたがい家計に対する子育て費用の割合も増大する傾向にあります。

町では18歳以下の子どもに対する医療費の無償化や3歳児以上の保育料無料化などの経済支援を行っていますが、経済的理由から両親が共働きしなければならない状況にある家庭が多いのが現状です。

町内に就職先が多くない状況に加え、就業時間が子どもの在校・在園中に限られるため、子育て中の母親は就業先が見つかりにくい状況にあります。

この対策として、比較的就業時間が柔軟であり、今後社会的なニーズが高まることが想定される介護職員の資格取得に対する助成を検討していきます。

また、子育て中の母親に対しては延長保育や放課後児童クラブなどの支援事業を行っていますが、子どもの急病や学校行事など仕事を休まなければならないことが多いため、町内事業所に対する理解を深め、母親が働きやすい職場環境を整備するなど、地域一体となった子育て支援を進めていきます。

(4) ボランティアの体制づくり

【現状と課題】

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくためには、自助、互助、共助、公助の連携による地域福祉活動を推進し、複雑化する地域課題を解決していく必要があります。

特に、共助や公助では対応しきれない生活に密着した課題を解決するためには、ボランティア活動に代表される住民同士の助け合いを基本とした互助の活動が重要であり、この活動は「人」に支えられて成り立っています。

しかし、少子高齢化の進展や地域交流の希薄化などにより、互助の活動を推進するために欠かすことができない「担い手」となる人材の確保が難しい状況となっていることから、地域交流の推進を図る中でボランティア活動参加者の確保を図る必要があります。

また、ボランティア活動を円滑に進めるためには、基盤となる組織の構築や活動の中心となる人材の確保、ボランティアに関する情報の提供、幼少期からの意識付けの推進など様々な取り組みが必要になります。

これらの取り組みを効率的に進め、年齢や性別を問わず全ての住民がボランティア活動に参加しやすい体制を構築する必要があります。

【施策の展開】

① ボランティア活動者の確保

地域福祉を推進していく上で、住民同士の助け合いを基本とする互助の活動は重要な役割を担っています。

ボランティア活動は誰もが参加できる身近な地域福祉活動であり、町内では様々な住民や団体によるボランティア活動が行われていますが、活動している方々が固定化されつつあり、新たな活動者の確保が課題となっています。

このことから、これまで事業所や団体を第一線で支え、現在は現役を退かれている「団塊の世代」の方々へのボランティア活動を推進し、これまで培って

きた知識や技術、人脈等を活かしたボランティア活動への取り組みを検討していきます。

また、ボランティア活動は年齢や性別を問わず誰もが参加できる活動であることから、永年の歳月で培ってきた高齢世代の方々の知恵や技術を活かせる場を工夫すると共に、子どもや若い世代の活動を推進し、幅広い世代がボランティア活動を通して世代交流が図れるよう取り組みます。

② ボランティア活動の体制づくり

ボランティア活動を円滑に進めていくためには、活動者の確保や活動内容の検討、ボランティアを必要とする方々とのマッチング等、様々な業務が必要となります。

今後、地域福祉を推進していくにあたり、ボランティア活動の中心となるこれらの業務を担う組織の構築を検討していきます。

また、生活課題の多様化により、活動内容の細分化や新たなボランティア形態の検討などボランティア活動を取り巻く環境が複雑化することも予想されます。

このことから、誰もがわかりやすく活動しやすいボランティア活動体制の構築を検討していくとともに、地域が一体となった支え合いの取り組みに努めます。

③ 若い年代へのボランティア意識の普及

地域福祉を推進するためには、住民が世代の枠を超えてお互いに支えあう意識を持つことが重要ですが、アンケート調査から「若い世代の地域離れ」、「地域交流の希薄化」などが顕著であるという結果がみられました。

しかし、「助け合いや支え合いなど地域福祉の取り組みを不要とは思っていない」結果もみられることから、年齢や性別を問わず、趣味や特技を共有する場などの様々な取り組みが可能であるボランティア活動を推進し、地域福祉に対する意識を普及する取り組みが必要です。

このことから、若い年代が所属している団体やサークルへのボランティア活動の啓発を行っていく中で、子どもの頃からの地域福祉に関する意識の普及を図り、地域一体となった支え合いの取り組みを進めていきます。

④ お話しボランティアの実施

高齢者の中には、不安や悩みを抱えていながらも身体的な理由や親族の介護などにより、老人クラブや地域サロンなどの地域交流の場に参加できない方がいます。

人は誰かに話を聞いてもらうことで心が軽くなる場合がありますが、不安や悩みを打ち明ける場や日常的な会話をする機会が少ないことから、話し相手が欲しい、誰かに話を聞いて欲しいと考える方がいます。

このような方の不安を解消するため、日常的な会話や不安・悩みを聴く中で高齢者や介護をされている方の精神的負担を少しでも軽くするとともに、福祉サービスの情報を提供し適切な支援につなげていく「お話しボランティア」の実施を検討していきます。

[基本目標2]福祉サービスの体制づくり

(1) 情報提供と相談体制の充実

【現状と課題】

各世帯が抱える生活課題の多様化・複雑化により、福祉に関する制度やサービスも細分化されており、各分野の関係団体・事業者が様々な事業を行うことできめ細かなサービスが提供される体制が構築されておりますが、一方で、住民の方には相談先がわかりづらい状況が発生しています。

現在は行政の各部署が中心となり、団体や事業所と連携して適切なサービスにつなげておりますが、本人や家族の状況によっては複数分野のサービスを組み合わせる利用することが必要な場合もあります。

住民の方が適切なサービスを選択し利用するためには、わかりやすい情報提供や、相談内容の課題を整理し適切なサービスにつなげる総合窓口の整備が必要になります。

また、自ら支援を求めない方や相談先がわからないなどの理由からサービスを利用していない方などの課題を把握し、適切なサービスにつなげる体制や、家庭環境や身体的・精神的な事情により就労が困難であるなどの理由により収入が少なく生活が困窮している方に対する支援体制も整備していく必要があります。

【施策の展開】

① 相談窓口の機能強化

福祉に関する制度やサービスが複雑化し、それに伴い関係する団体や事業所も多様化しています。

現在は、行政の各部署が中心となり各団体や事業所と連携することで支援体制を構築していますが、支援を受ける方には相談先がわかりづらい状況となっています。

このような状況を解消するため、住民に対して制度やサービスの情報をわかりやすく提供するとともに、相談窓口を明確にし支援体制の充実化を図ります。

また、複数の分野に属する課題を抱える方が適切な支援を選択し利用するためには、「課題の整理」「制度やサービスに関する分かりやすい情報の提供」「適切な支援につなげる体制の整備」などを行う機関が必要です。

将来的に福祉分野に関する総合窓口の設置を検討し、複雑化する住民ニーズに対応できる支援体制を整備していきます。

② 各種相談員の周知及び連携強化

地域のつながりが希薄化する中、様々な課題を抱えながらも相談先がわからず支援を受けられない方が存在しています。

このような方の課題を把握し適切な支援につなげるため、民生委員児童委員や各分野の相談員による活動が行われており、地域と密着した行政や団体・事業所とのパイプ役として重要な役割を担っています。

各種相談員の活動により多くの方が支援を受けられた一方で、支援を受けたことが無い人にはその存在や活動内容が認識されておらず、居住地の担当相談員が誰なのかわからないという声があります。

今後、高齢化や核家族化の進行により支援や見守りが必要な世帯の増加が予想されており、地域に密着した相談先である各種相談員の活動は、より一層重要なものとなっていきます。

支援を求める声を聞き漏らさず適切な支援につなげる体制を構築するため、相談員の存在や活動内容に関する住民周知をより一層強化すると共に、各分野の窓口との連携をより一層強化していきます。

③ 生活困窮者の自立に対する支援

景気の低迷による雇用状況の変化や家庭の状況、身体的・精神的な理由により、生活保護を受けている方や世帯が増加しています。本町では生活保護世帯数は横ばいで推移しているものの、保護人員は増加しており、これに伴い保護率が上昇しています。

生活困窮者に対する支援として、町や社会福祉協議会では生活相談や生活資金の貸付などの支援事業を実施しており、北海道では平成27年4月からの生活困窮者自立支援法施行に伴い、社会福祉法人北海道社会福祉事業団を実施主体とした相談窓口を中標津町に設置し、就職、住居、家計管理、子どもの学習など生活困窮者の自立に向けた支援を実施しています。

これらの北海道や関係機関と連携した支援につなげていくためには、生活保護に至る前に地域で生活困窮者に対する情報を早期に把握する必要があります。

このことから、行政の徴収・公共料金担当部局や民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会など関係機関との情報共有により生活困窮者の早期発見に努めると共に支援制度や相談窓口の周知を行い適切な支援につなげていきます。

(2) 生きるサービス利用への支援

【現状と課題】

要介護者を抱える世帯や高齢者のみで構成される世帯が増加する中、家庭内での介護能力が低下している世帯が増加しており、高齢者福祉施設や各種居宅介護サービスを利用することで要介護者の日常生活が支えられています。

しかし、介護保険法の改正により、特別養護老人ホーム入所者の介護度の重点化や所得に応じた介護サービス利用者負担割合の引き上げが行われるとともに、医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められるなど、福祉サービスを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、全国的に介護職員の不足が懸念されており、将来を見据えた介護職員の確保対策を検討する必要があります。

また、町内には複数の高齢者福祉施設があり、平成28年には新たな施設の開設も予定されています。「地域包括ケアシステム」を構築していく上で高齢者福祉施設は重要な役割を担っていますが、施設ごとの入所に関する自己負担額やサービス内容の違いなどの理由から、入所待機者のいる施設がある一方で入所者定員に余裕のある施設もあり、これらの施設が安定した経営の下適切なサービスを提供する体制の確保が重要な課題となります。

【施策の展開】

① 介護に従事する人材の育成

町では、進行が予想される高齢化に対応するための体制構築に向けた取り組みを進めており、そのためには介護従事者の確保及び定着が不可欠になります。

現在のところ当町では介護職員の不足は深刻化しておりませんが、近隣市町村では職員不足の声が聞こえ始めていることから、将来的に介護従事者を確保し定着させるための対策が必要になります。

このことから、介護職に従事する人材の確保・定着を図ることで、高齢者福祉施設や事業所の安定したサービスの提供を推進するため、介護職に必要な資格の取得費用に対する助成を検討していきます。

② 高齢者福祉施設利用者への支援

現在町内には、社会福祉法人や民間事業所が運営する特別養護老人ホーム、高齢者対応型下宿、高齢者向けグループホームの3種類の高齢者福祉施設があり、平成28年度にはサービス付き高齢者向け住宅の開設が予定されています。

これらの施設は入居要件やサービスの内容、家賃等の自己負担額に違いがあり、高齢者向けグループホームや高齢者対応型下宿は特別養護老人ホームと比較して自己負担額が大きくなっています。

このことから、高齢者向けグループホームや高齢者対応型下宿の利用を希望する方の中には入所費用を負担する見込みが立たず、入所を見合わせる方や入所中の施設を退去される方がおり、適切なサービスの提供や施設の安定した運営に影響を及ぼす恐れがあります。

自宅で家族が介護できない方や介護者がいない方などが入所する高齢者福祉施設は、高齢化社会に対応していく上で重要な役割を担っていることから、施設入所に係る家賃等への助成を検討することで利用希望者の入所を促し適切なサービスの提供を継続するとともに、経営を安定させることで施設の存置対策の一助とし、地域における雇用確保を推進していきます。

(3) 権利擁護の推進

【現状と課題】

福祉サービスを利用するには施設やサービスの選択、利用に関する契約などの手続きが必要となりますが、高齢者や障がいのある方の中には、判断能力が十分とは言えない方もおり、サービス利用の妨げとなることがあります。

近年はこのような方を狙った詐欺や悪徳商法などが問題とされていることから、安心して生活を送る事ができる支援体制を整備する必要があります。

また、高齢者などに限らず近隣に親族などがいない一人暮らしの方の中には、入院中の金銭管理や必要な事務手続きなどに支援が必要な方もいることから、このような方が抱える不安を解消し、誰もが安心して自立した生活を送ることができるよう支援する体制を構築する必要があります。

【施策の展開】

① 権利擁護に関する制度の活用推進

判断能力が十分ではなく、福祉サービスの利用や銀行での出入金、日常生活に必要な事務手続きなどに不安を抱えている方が不利益を被らないよう、住民に対し「成年後見制度」の周知を積極的に行うと共に、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、福祉関係事業者などの関係団体と連携して、市民後見人の養成に向けた取り組みを検討していきます。

また、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理が一人では難しい場合に「生活支援員」が訪問して、日常生活の心配ごと、困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きのお手伝いや、日常生活費の管理のお手伝いを行う「日常生活自立支援事業」が社会福祉協議会により行われています。

今後は、高齢化や核家族化の進行により支援が必要な方の増加が見込まれることから、関係機関との連携を図り事業の周知・推進に努めていきます。

② 関係機関の連携による権利擁護の推進

成年後見制度や日常生活自立支援事業に代表される権利擁護に関する制度を利用する方は、判断能力に不安のある方や近隣に身内がいない方など、生活上の課題を抱える方が多く、課題も複雑化していることが想定されます。

このような方の生活を支えるためには隣近所や町内会による見守りや声かけなどの安否確認や、各団体、事業所が提供するサービスや制度を併用した複合的な支援が必要です。

そのためには、支援する団体や事業所による連携のもと必要な情報を共有し、課題を総合的に検討したうえで利用者の権利擁護を推進できる体制の整備を検討していきます。

[基本目標 3] 安全・安心な暮らしづくり

(1) 移動支援体制の整備

【現状と課題】

高齢化や人口減少による地域の過疎化が進行する中、身体的な理由や公共交通機関の減少により通院や買い物など日常の移動に困難を生じている方が増加しています。

当町の公共交通機関は民間バスが2路線（標津・標茶線、釧路・羅臼線）、町営バスが2路線（市街循環線、古多糠川北線）の計4路線あり、他の交通機関としては民間ハイヤー会社が営業を行っています。

バスは路線数や1日あたりの便数が少なく利用時間や区域が限られており、ハイヤーは料金の負担が大きく頻繁には利用できないことや営業時間外である夜間及び日曜日の緊急時（急病・急用）に利用できないという課題があります。

このような現状から、町では高齢者に対して町営無料バスの運行や民間バス・ハイヤーの利用券配布などの移動支援を行い、生活に必要な最低限の移動支援を行っておりますが、根本的に公共交通機関が少ないため、自家用車を持たない高齢者や障がいのある方は移動手段の確保に苦慮しています。

また、日常の買い物も自家用車による移動ができない方にとっては大きな負担となります。各商店による配達サービスや商工会が運行する移動販売車などの買い物支援が行われておりますが、商店に出向いて買い物をしたい方に対する店舗への送迎や買い物補助などの支援制度は無いのが現状です。

【施策の展開】

① 福祉有償運送事業の検討

公共交通機関を利用することが困難な方の外出を支えるため、町による高齢者等通院ハイヤー助成事業や各福祉施設・事業所による通所支援などの支援が行われておりますが、利用用途や回数が限られており、日常生活に必要な移動が満足に確保されていない状況にあります。

誰もが住み慣れた地域で尊厳を持って生活を継続していくためには、買い物などの日常生活に不都合が生じない仕組みを構築する必要があります。

このことから、外出手段を確保することで他者と接する機会を設け、地域交流を推進するため、介護や支援が必要な方を対象としたドア・ツー・ドアの個別輸送サービスである「福祉有償運送事業」の実施を検討します。

② 高齢者に対する移動支援の拡充

公共交通機関が少ない当町では、自家用車を持たない高齢者が日常生活に必要な移動に困難を生じることがあります。

外出する機会が減り家に閉じこもりがちになると、歩行距離や他者との会話が減少し、介護が必要になる状態を引き起こす可能性もあることから、町の支援策として町営無料バスの運行や民間バス利用券の配布、高齢者等通院ハイヤー助成事業などを行っております。

しかし、利用用途や回数に制限があることに加え、バスの利用に関しては路線から離れた場所に住む方は利用が難しく、十分な移動方法を確保しているとは言いがたい状況にあります。

また、自家用車を持たない高齢者の多くは緊急時の移動にハイヤーを利用しておりますが、地域によりタクシー利用料金に格差があるとともに、町内にあるハイヤー会社は夜間と日曜日に営業していないことから、ハイヤー会社の営業時間外に発生した急用や急病に対応できないことがあります。

このことから、高齢者の地域活動などを支え、介護予防を含めた高齢者福祉を推進するため、町が実施している高齢者への移動支援事業の拡充や実施内容の見直しを図るとともに、夜間や日曜の移動支援策を検討していきます。

③ 買い物支援事業の検討

買い物は日常生活に不可欠な行為ですが、高齢者や障がいのある方には商店までの移動や購入物の運搬などに大きな負担が発生することから、町による無料バスの運行や民間バス利用券の配布、商工会による移動販売車の運行、各商店による配達サービスなどの買い物支援事業が実施されています。

しかし、公共交通機関を利用できない方は商店への移動手段がなく、買い物にも支援が必要な場合があるため、商店に出向いての買い物や移動販売車の利用が難しい状況にあります。

このような課題に対応するため、福祉有償運送と組み合わせた買い物支援事業やボランティアによる買い物代行事業を検討していきます。

(2) 災害援護体制の整備

【現状と課題】

大規模な地震や津波、台風や暴風雪による被害を抑えるためには、日頃から災害に備え防災体制を確立しておくことが重要です。

特に地震に関しては、本町がオホーツク海に面しているという地理的要件から、地震の直接的な被害のみならず、その後の津波による被害を想定した避難体制の整備が必要になります。

このことから、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、障がいのある方などの「災害時要援護者」に対する避難支援策として、標津町災害時要援護者支援制度実施要綱に基づき「要援護者台帳」を整備しており、各町内の役員に対して情報提供をしているとともに、町内会単位での避難支援体制が確立されております。しかし、情報の精度や周知範囲、支援体制などに課題があり、町内会役員など一部の方の負担が大きい状況にあります。

また、要介護者の方は通常の避難所を利用することが難しいことから、大規模な災害の場合は福祉避難所が開設されますが、暴風雨や暴風雪など避難者が限られる場合は福祉避難所が開設されません。

関係機関の調整により要介護者の避難を受け入れておりますが、避難支援方法や受入体制の明確化、対象者による情報提供が必要な状況です。

【施策の展開】

① 要援護者台帳の整備と情報共有

災害時の要援護者避難体制を確立するためには、要援護者に関する情報との地域住民の協力が不可欠です。

町では、災害時に支援が必要な方の情報が掲載された「災害時要援護者支援台帳」を整備するとともに、転入や転出などによる対象者の移動や要援護者の状況の変化による掲載内容の更新を定期的に行い、最新の情報を町内会に提供していきます。

また、要援護者の避難には町内会を中心とした地域住民の協力が必要であり、役員など一部の方だけでは対応が困難になります。

要援護者台帳の存在を広く周知し住民全体が災害時要援護者の存在を認識するとともに、町内会の班単位など近所同士で避難に必要な情報を共有し、日常的な見守りや声かけ活動を行う中で世帯構成者の就業状況や支援が必要な時間帯、避難に特殊な車両や機器が必要な方などの状況を把握することが必要です。

また、要援護者台帳には掲載されない就学前の子どもや妊婦などの支援を必要とする方の情報把握についても検討する必要があります。

なお、要援護者に関する情報は個人情報にあたることから、情報提供に関しては細心の注意を払いながら進めていく必要があります。

② 要援護者に対する避難支援体制の整備

災害時の一時避難は、行政の避難支援体制が構築される前に地域住民が自主的に協力して行わなければならない、要援護者の避難には地域住民による協力体制の確立が不可欠です。

そのためには、日頃から要援護者台帳などにより提供された情報を地域住民が共有し、町内会や班単位で避難先やルート、支援方法、各自の役割などを明確にして、役員など一部の人のみに負担がかからない体制を築く必要があり、社会福祉協議会や民生委員児童委員、行政の協力のもと地域住民が中心となって検討していく必要があります。

また、要援護者に対する情報を支援者に提供する「命のバトン」の取り組みや、要援護者の避難を想定した避難訓練の実施などを推進するとともに、要援

護者の避難を受け入れる体制を確立し、実効性のある避難体制を整備していきます。

(3) 除雪支援体制の確保

【現状と課題】

当町の平均年間積雪量は50cm～100cmとそれほど多くはありませんが、近年は大型低気圧の影響により道路が長期的に通行止めになるほどの予想を超えた暴風雪が度々発生しています。

積雪地帯での生活を送る上で除雪は欠かすことのできない作業ですが、高齢者のみで構成される世帯や障がいのある方を抱える世帯にとっては大きな負担となります。

現在は、住民同士の助け合いや社会福祉協議会の除雪支援助成事業を活用した町内会による支援、住民が直接除雪業者への委託などにより対応しています。

また、吹き溜まりなどによる一時的な積雪量の増加により、ストーブの排気口周辺の除雪や屋根の雪下ろしなどの緊急性を要するものや、排雪場所の確保などこれまで必要性の低かった支援が要望されるなど、必要とされる支援の種類が多様化しています。

このことから、既存の除雪支援体制を継続すると共に、新たな要望に対する支援体制の検討が必要とされています。

【施策の展開】

① 除雪支援体制の継続

現在、地域での助け合いや社会福祉協議会の除雪支援助成事業を活用した町内会による除雪支援が行われており、これらの活動は地域の方に支えられています。

この活動は地域福祉において重要な役割を担う「互助」の活動であり、今後も継続・拡大に向けた取り組みが必要であることから、支援対象者の情報提供などを進めていきます。

また、歩道やゴミステーションなど、地域住民が共同で利用する場所の除雪に関しても、互助の精神のもと利用者が協働して行う仕組みづくりを推進していきます。

② 緊急時における除雪支援体制の整備

近年増加する大型低気圧の影響により、ストーブ排気口周辺の除雪や屋根の雪下ろしなど緊急的な対応が必要な状況が増加しています。

このような状況への対応は危険性が伴うため高齢者のみで構成される世帯では難しく、住民同士の助け合いによる支援も難しい状況にあり、気象条件によっては避難が必要な場合もあります。

このことから、関係部署間で気象条件や要援護者の情報を共有すると共に、支援方法や支援員の派遣体制、避難施設の確保など支援に必要な体制の整備を検討していきます。

③ 新たな除雪支援体制の構築

高齢化の進行により除雪に苦慮している家庭が増加する中、大型低気圧による暴風雪の増加など気象条件の変化により、除雪に関する支援の要望が多様化しています。

玄関前やストーブ排気口周辺の除雪など住民同士の助け合いの中で対応可能なものに加え、屋根の雪下ろしなどの危険が伴うものや、排雪場所の確保などの特定の機械が必要なものなど様々な支援が要望されています。

また、地域交流の希薄化から、近所同士や町内会による除雪支援が受けられない方もいます。

このような方の課題に対応するため、現在の除雪支援の取り組みを推進していくと共に、支援を受けることができない方を対象とした新たな除雪支援体制の構築を検討していきます。

(4) 安心な生活への支援

【現状と課題】

一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、障がいのある方を抱える世帯の介護能力の低下などが問題視される中、日常生活に支障をきたしている世帯があります。

このような方に対して、町内会や社会福祉協議会、町などにより移動や除雪、買い物、配食などに対する支援事業が展開されておりますが、細かな日常活動に対しては支援の手が行き届いていないのが現状です。

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、これらの生活課題を解決していく仕組みが必要であることから、既存の支援事業と組み合わせた総合的な支援体制の構築が求められています。

【施策の展開】

① ボランティアによる高齢者等の日常生活支援

高齢者などの日常生活を支えるため、町内会や社会福祉協議会、町などにより様々な支援が実施されています。

これらの支援は生活していく上で欠かせないものですが、高齢化の進行などによりゴミ出しや電球交換、病院受診の付き添いなどの生活に密着した活動や、草刈りや日曜大工、ストーブ排気口の位置調整などの居住環境を整備するための活動など各家庭が抱える生活課題が多様化しています。

生活課題の多様化は今後も進行することが想定されるため、行政（公助）だけでは全てを支援することは難しいため、介護保険制度（共助）などの事業を活用しながら住民によるボランティア活動（互助）を中心とした支援体制の構築を検討していきます。

（４）健康増進・介護予防の充実

【現状と課題】

健康増進・介護予防と社会参加

標津町高齢者実態調査（平成23年・26年）では、住み慣れた地域で暮らし続けるために「健康管理と病気の予防対策」が必要と考えている方が最も多い結果でした。

本町の介護認定者の大半は何らかの生活習慣病を抱えていますが、その中でも心臓病が7割弱、脳卒中が3割強となっています。これらの病気の発症や重度化予防をすることが介護予防につながります。そのためにも健診をより多くの方が受けられるよう、また生活習慣の改善につながるような保健指導の充実が大切になります。

また、介護が必要となった主な原因の上位は脳卒中、認知症、高齢による衰弱の順となっていますが、軽度の要支援者については関節疾患、高齢による衰弱、転倒骨折の順となっています（平成25年国民生活基礎調査）。本町の新規介護申請者は近年軽度者が多く、全国と同様な傾向にあります。

このことから生活習慣病対策に加え、高齢者の健康づくりの特徴としては身体虚弱、転倒、認知症等の老年症候群に対応するための介護予防の取り組みも必要になります。また、高齢者向けサービスの検討に関するアンケート（平成27年）では、介護予防の場があれば通いたい、特に体操などの体力づくりの場を希望する人が6割という結果でした。

身体障がいや高齢者の長期寝たきり等による身体機能の低下予防・改善には、専門職によるリハビリ指導が有効ですが、町内にリハビリ専門職がない状況

です。また、介護認定者のケアプランに訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションを位置づけられない状況にあります。唯一近隣町医療機関の協力を得て事業を実施していますが、継続的にリハビリ指導を受けられる体制ではなく、対象も限定されています。

平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限がある心身ともに「不健康な期間」を意味し、平成25年で男性9.02年、女性12.40年でした（厚生労働省公表）。この差を短縮し、個人の生活の質を高めるためにも、自らの健康の維持・増進の実践と、個人、地域が一体となって健康づくりに取り組むことが重要です。

【施策の展開】

① 健康づくりの推進

介護状態となる原因には、食生活や運動習慣などの生活習慣の改善により予防が可能なものもあります。幼少期からの生活習慣病を予防する取り組みや、成人・高齢者を対象とした健診、保健指導、健康相談、健康教育等を実施していきます。

② 介護予防の充実

体の動きは適切な対策を行うことで維持・改善することができます。

28年度に「いきいき百歳体操」をモデル地区で実施し、徐々に拡大し「通いの場」としての機能も持てるように推進します。筋力を付けるという体力的なことだけでなく、最終的に個々の生きがい発見や社会参加を目指します。高齢者が地域で主体的に活動することが健康づくりにつながっていきます。

また高齢者の増加に伴い認知症も増えるため、早期発見・早期診断の啓発と合わせて、予防策として講じられることを個人や地域で推進していきます。

③ リハビリを受けられる体制づくり

リハビリテーションは要介護状態の重度化予防、体の動きの保持・改善など、生活の質につながります。町内でリハビリを受けられる体制を関係機関と検討していきます。

2 目標達成のための重点事業

(1) 災害時の要援護者支援体制の確立

① 事業の目的

地域に住む一人暮らしの高齢者や障がいのある人など、災害時の避難に支援が必要な人（以下「要援護者」といいます。）の把握を行い、避難が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めることにより、安心して暮らせるまちづくりを確立します。

② 事業の効果

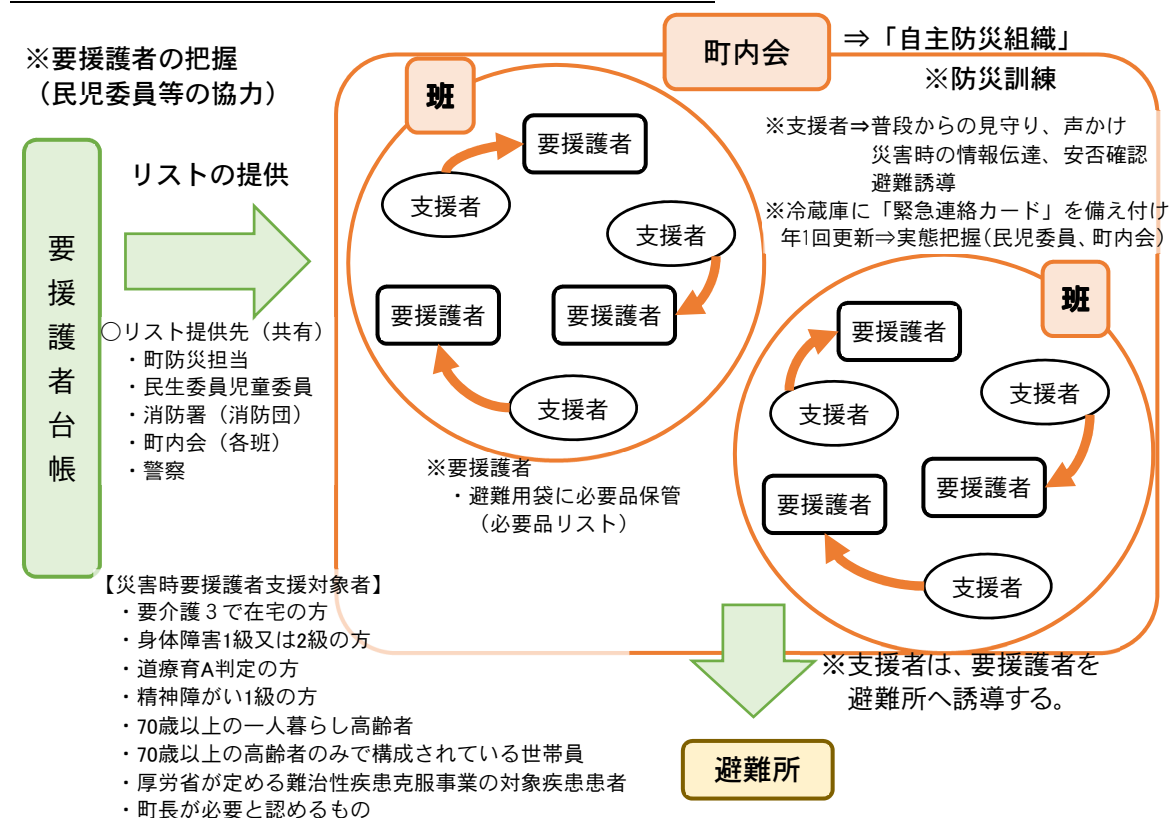
支援体制の構築により、連帯感の向上を目指し助け合い、支え合いのあるまちづくりが期待できます。

③ 事業の概要

社会福祉協議会や民生委員児童委員の協力により要援護者の情報把握に努め、その者の情報を町内会に提供し、班単位で誰が誰を支援するという体制をつくります。

また、「緊急連絡カード」の作成について検討します。

○災害時の要援護者支援体制の確立（体系イメージ）



(2) 支えあいネットワークの構築

① 事業の目的

少子高齢化の進行や人口減少などにより、家族のサポート力や地域における支え合い機能が低下し、多様な生活の課題に対応が求められています。

制度の隙間の問題もあり、住み慣れた町で暮らし続けるためには、町内会や地域福祉のボランティアの方などの町民の「地域力」を活かし、町民の困り事や心配事などに対応できるような横断的な支援体制の構築を図ります。

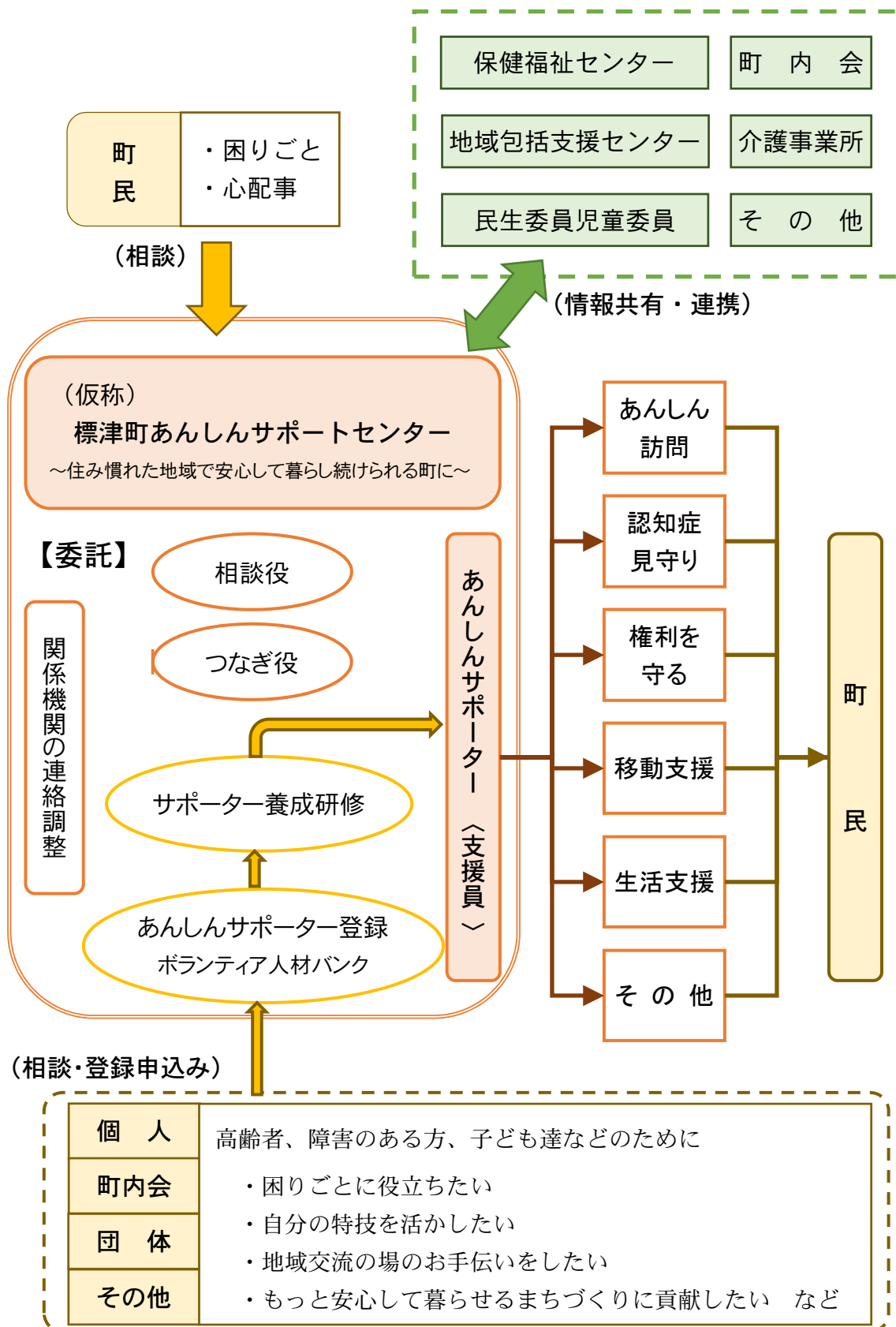
② 事業の効果

- ・ 家の中で自分ひとりではできないことのサービス（例えば、電球の玉の取り替えや部屋の家具の移動、除雪など）や、日常生活の相談などを気軽に相談を行なえる窓口ができます。
- ・ 高齢者や障害のある方などで地域から孤立する可能性がある方に対して、ボランティアが本人宅へ伺って話し相手や買い物支援を行います。
- ・ 認知症の症状を有する方に対して、ボランティアが自宅などへ訪問し、話し相手や見守り・趣味活動の付き添いなどを行い、家族介護者の負担の軽減を行います。
- ・ 高齢者や障がいのある方の中には、認知症や障がいにより判断能力が低くなり、地域社会で犯罪や不利益を被る場合があります。そのような被害から守るための成年後見制度の理解が深まり活用することによって、預貯金や不動産などの財産管理や各種の契約が安全に行えるようになります。

③ 事業の概要

- ・ 地域福祉の中核的な推進主体となる社会福祉協議会と協働し、制度の隙間を埋めるために町内会や各団体、ボランティアなどとのネットワークづくりや、ボランティアの養成などにより地域で活動できる人材を確保します。
- ・ 将来的に日常生活の相談や支援ができる「(仮称) あんしんサポートセンター」の設置を目指します。

あんしんサポートセンターのイメージ図



(3) 移動支援事業の検討

① 事業の目的

高齢などの理由によって自家用車の運転が難しくなり、自由に外出することができなくなるため、買い物や通院、交流活動等、生きがいを持って自立した生活を送るには、「ドア・ツー・ドア」の移動手段の確保が必要となります。そのため、既存の交通体系の維持や拡大に努めるとともに、新たな地域交通体系の取り組みを検討していきます。

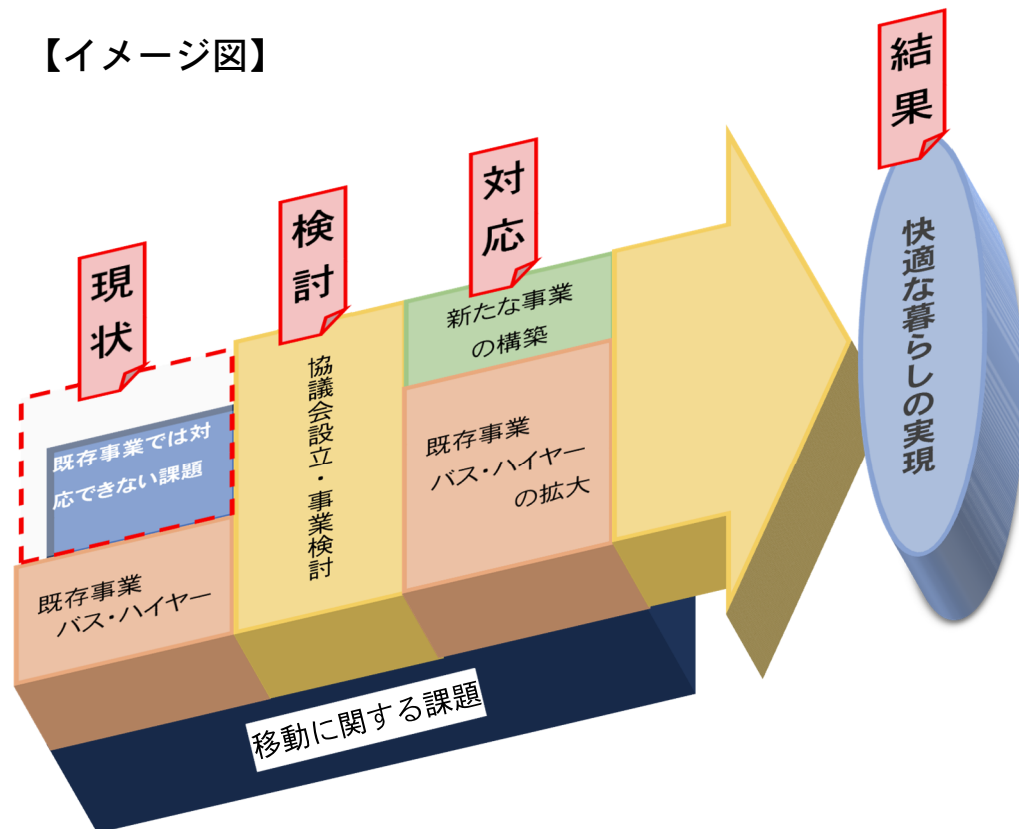
② 事業の効果

日常生活に欠かせない移動手段の確保により、移動に支援を必要とする高齢者や障がいのある方の快適な暮らしの実現が図られます。

③ 事業の概要

既存の交通体系の維持や拡大、新たな移動支援事業の体制を構築する為、町、社会福祉協議会等関係機関で協議会を設立します。

【イメージ図】



(4) 除雪支援体制の整備

① 事業の目的

高齢者や障がいのある方にとって除雪作業は困難を来たすことから、日常生活或いは災害時の不安感の解消のため、除雪支援体制の整備を図る。

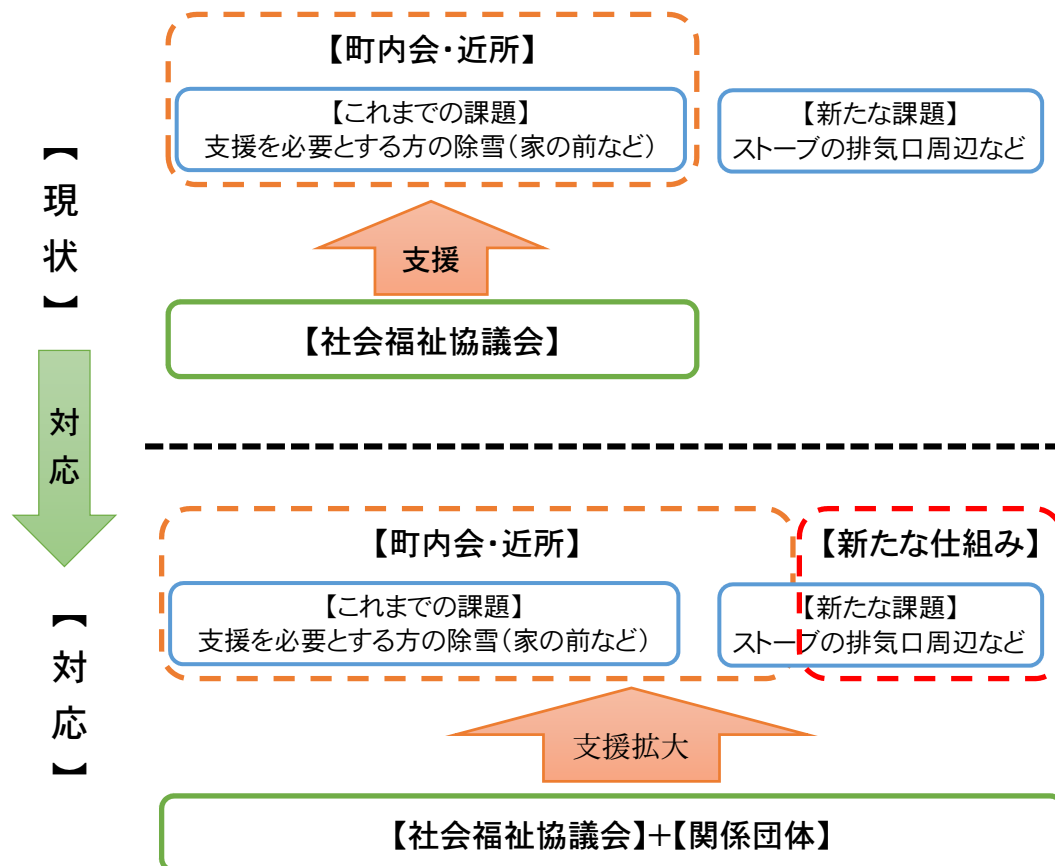
② 事業の効果

除雪支援体制の整備により、高齢者や障がいのある方など支援を必要とする方の負担が軽減される。

③ 事業の概要

支援が必要な方の情報把握を行い既存の支援体制を維持しつつ、新たな支援のあり方について社会福祉協議会や地域住民に提案し、実現に向けて協議する。

【イメージ図】



(5) 生活支援の仕組みづくり

① 事業の目的

高齢者などの日常生活に支援を必要とする方の生活課題が複雑化し、共助や公助では解決できない課題が増加していることから、住民同士の助け合いにより生活課題を解決する仕組みの構築を図ります。

② 事業の効果

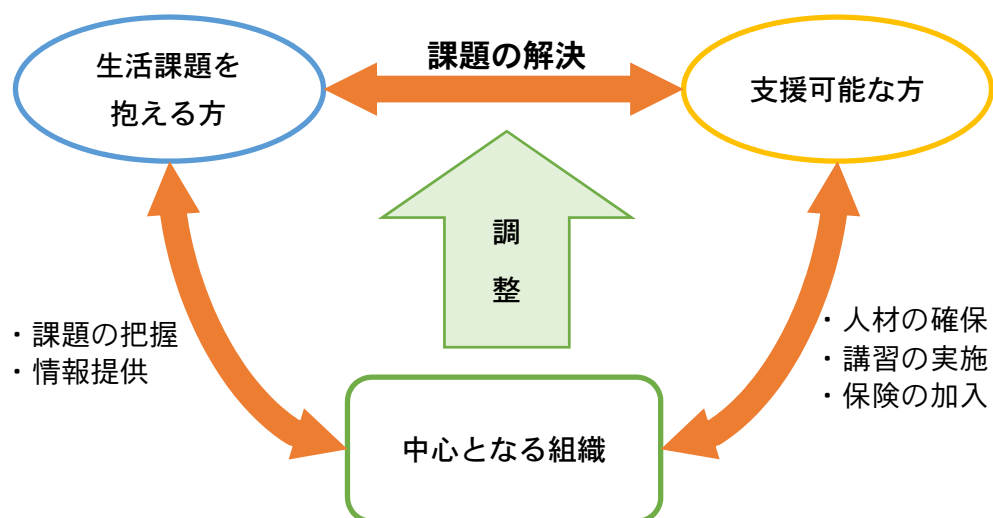
- ・ 共助や公助では解決できない生活課題を抱える方の課題が住民同士の助け合いにより解決されます。
- ・ 住民同士が助け合うことにより地域交流が活性化され、互助の意識が普及されます
- ・ 助け合いを通して、地域内で支援を必要とする方の情報が共有されます。

③ 事業の概要

日常生活に支援を必要とする方の課題を把握するとともに、支援を行える人材を確保し、双方をつなげる体制を構築します。

また、支援者への講習や保険の加入、情報提供などの役割を担い体制の中心となる組織の設立及び運営に対して支援します。

【イメージ図】



(6) 高齢者福祉の推進

ア) 介護予防事業の実施

① 事業の目的

地域の高齢者が定期的に集う「通いの場」を整備し、体力づくり・健康づくり活動を推進することにより、体力や筋力の維持向上、身体機能の低下予防を図ります。

② 事業の効果

高齢者の体力づくり・健康づくり活動を推進することにより、将来的に介護状態となってしまうことに対する予防につながるものと考えています。

また、地域の住民が定期的に集まり、主体性を持って取り組んでいただくことにより、閉じこもり防止や生きがい創出といった「心の健康づくり」の面でも効果を期待しています。

③ 事業の概要

厚生労働省が推奨する「いきいき百歳体操」の活動を、推進します。

事業推進の第一段階として、平成28年度より一部地域をモデル地域として指定して先駆的に実施していただきます。また、次年度以降徐々に実施地域の拡大を目指します。

あくまで地域で主体的・自主的に取り組んでいただくことを目標とし、町は必要な器具の調達や運動効果の測定、運動をサポートする人材の養成などの面で支援します。

イ) 介護に従事する人材の育成

① 事業の目的

町内の事業所で介護職に従事している方に対し、資格取得に係る費用の一部を助成することにより、資格取得を奨励します。

② 事業の効果

高齢化の進行により、介護職従事者は今後ますます需要が高まることが想定されます。こうした状況に備え、安定的な人材の確保が図られるものと考えます。

また、既に介護職に従事している方が、研修を受講し資格を取得することで、提供される介護サービスの質の向上につながります。

③ 事業の概要

介護職員初任者研修と実務者研修に要する受講料、テキスト代の1/2を助成します。

また、人材の安定的な確保の観点から、本事業の助成を受けた以後3年間は、標津町内の事業所に勤務していただくことを条件として付与します。

ウ) 高齢者福祉施設利用者への家賃等の助成

① 事業の目的

高齢者福祉施設の家賃等が利用者にとって重い負担となっていることから、町の助成により利用者負担の軽減を図ります。

② 事業の効果

利用者本人やそれを支える家族の経済的負担が軽減され、町民にとってより利用しやすい施設となります。

また、利用者の確保が施設の安定的な運営に寄与し、「地域包括ケアシステム」の一端として位置づけられている「高齢者の住まいの確保」にもつながることが期待できます。

③ 事業の概要

平成28年4月より、町内の認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対して利用者負担の軽減を求めるとともに、その財源として町から助成金を交付します。

具体的な実施方法などについては、今後各施設を運営する事業者と協議を行った上で決定します。

（７）ボランティア活動を円滑に進める仕組みづくり

① 事業の目的

ライフスタイルの多様化などにより、地域社会における支え合いの機能が弱体化している一方で、町民アンケートの結果では、住民のボランティア活動への意識の高さがみられました。

このような状況から、社会福祉協議会を中心に関係機関と連携しながら、地域の課題に対して「支え合う関係」や「つながりの再構築」を基盤にした、あらゆる世代の住民が協働して解決する事ができる仕組みの構築を推進します。

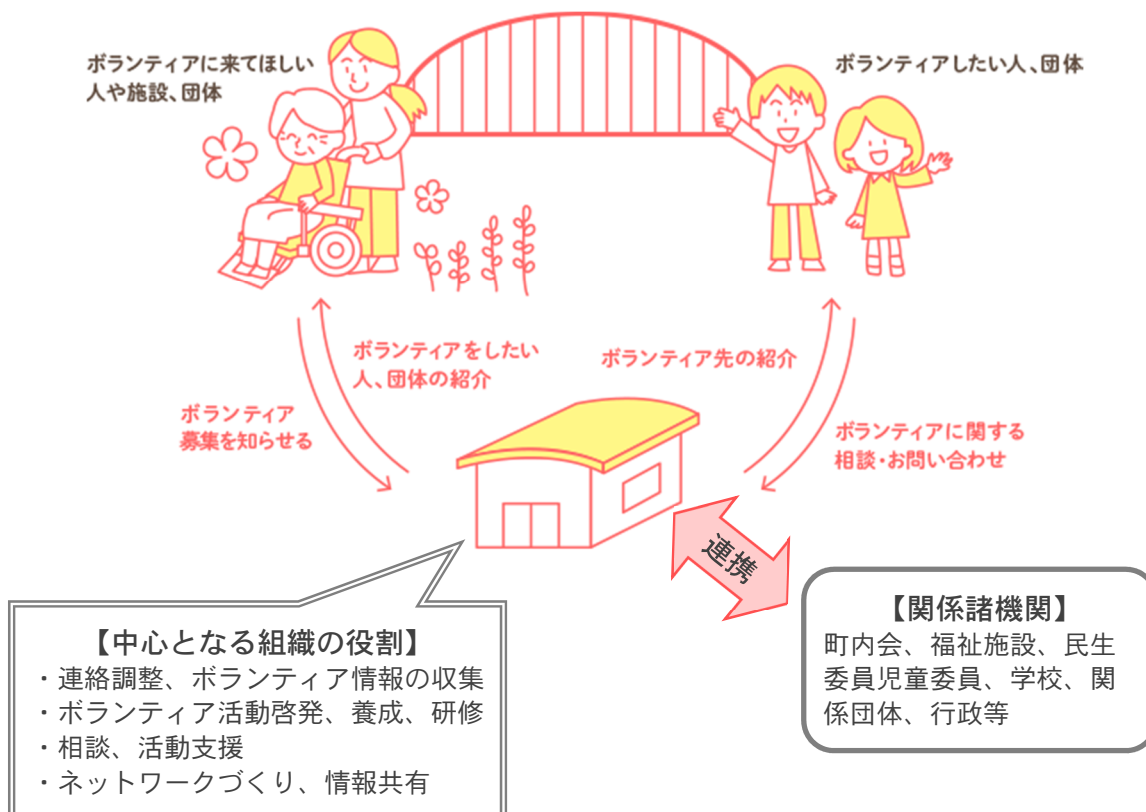
② 事業の効果

- ・ボランティア活動を通して互助の意識が普及されるとともに、住民や企業、団体の地域交流が活性化され、支援活動に向けた情報が共有されます。
- ・幅広い年代の方が活動することで世代間交流が推進され、生きがい対策や学生の福祉に係わる意識の向上に繋がります。

③ 事業の概要

社会福祉協議会を中心に関係機関と協力しながら、ボランティアの担い手確保や支援を必要とする方の課題把握、双方の調整、情報提供などの機能を担う仕組みの構築を推進します。

【イメージ図】



第5章 計画の推進

1 協働による地域福祉の推進

(1) 住民・地域の役割

地域に暮らす住民こそが地域福祉の主役であり、推進主体です。自主的にボランティア活動に参加することで地域福祉に関する意識を高めるとともに担い手の確保を推進し、地域での見守り・声かけ活動や交流の場づくりなどの日常的な活動に積極的に取り組むことが求められています。

また、町内会を中心として住民同士の交流を深める中で身近な生活課題を新たに発掘するとともに、関係団体と連携し課題解決に向けて積極的に取り組むことが期待されています。

(2) 事業者・団体の役割

福祉サービスの提供主体として、利用者の自立支援やサービスの質の確保、利用者の保護、サービス内容の情報提供などの充実が求められています。

また、複雑化する地域ニーズに対応するため、他のサービスとの連携や新たなサービスの開発、障がいのある方の雇用機会拡大、福祉事業にかかわる人材の育成などの取り組みも必要になります。

更には、地域の一員として地域福祉活動に積極的に参加するとともに、研修会や交流会などへ講師を派遣するなど、共助の力を高める取り組みも期待されています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、介護予防事業の一役を担う地域サロンの開設や総合的な生活相談から把握した住民ニーズを適切な福祉サービスへとつなげる支援、ボランティアの育成、地域福祉活動の場の提供などの取り組み機関として活動しています。

今後さらに、地域福祉に係わる取り組みを効果的に推進していくためには、住民、福祉団体、関係諸機関との連携を図り、地域に根づいた団体である社会福祉協議会が地域福祉推進の中心的役割となることが期待されます。

(4) 行政の役割

行政は、地域福祉活動に関する関係者の連携・体制の整備、地域福祉を担う人材の育成に対する支援など住民の地域福祉に関する取り組みへの積極的な支援が重要な役割になります。

また、住民ニーズを把握しながら、事業・制度に関する相談体制の整備や保健福祉分野の施策充実、新たな制度への対応など、住民への情報提供体制の確立や円滑な制度の運用に努めます。

2 社会福祉協議会との連携による事業推進

標津町地域福祉計画の基本理念である「自助・互助・共助と公助のもと、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり」を進めるためには、住民、行政、事業者、関係団体の協働が必要になります。

特に、社会福祉法において「地域福祉を推進する中心的な団体」として位置づけられている社会福祉協議会には大きな役割を担うことが期待されます。

このことから、町の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉実践計画」の連動を図り、両者の密接な連携により地域福祉を推進していきます。

3 計画の進行管理

この計画を総合的に推進するため、地域における支え合いなどの地域活動に関する町民の意識や活動状況の把握に努めるとともに、適切な評価や計画の進捗状況について検証し、町民全体にきめ細かなサービスを提供できるよう、関係機関との連携を図ります。

また、保健福祉センター関係部局による計画の進捗状況や町民意識の把握を行い、次期計画に向けた新たな課題の抽出や方向性を検討します。

なお、定期的に「標津町地域福祉計画策定委員会」を開催し、計画の進捗状況や新たな課題の状況など報告するとともに、次期計画の方向性などの必要な議論を行います。

資 料 編

1 標津町地域福祉計画策定経過

2 標津町地域福祉計画策定委員会名簿

3 標津町地域福祉計画策定委員会設置要綱

4 アンケート調査結果（抜粋）

- （１）地域福祉に係るアンケート調査
- （２）高齢者向けサービスの検討に関するアンケート調査
- （３）障がいのある方へのアンケート調査
- （４）子育て世帯へのアンケート調査

1 標津町地域福祉計画策定経過

開催日・実施日	内 容
平成27年9月14日	第1回 標津町地域福祉計画事務局会議 ・地域福祉計画について ・標津町地域福祉計画策定委員について ・アンケート調査について
平成27年9月25日	第1回 標津町地域福祉計画策定委員会 ・委員委嘱 ・地域福祉計画の概要について ・策定スケジュールについて ・アンケート調査について
平成27年10月2日	第2回 標津町地域福祉計画事務局会議 ・アンケート調査、聞き取り調査の実施方法について ・先進地視察の実施について
平成27年11月24日 ～平成27年11月25日	標津町地域福祉計画策定委員会先進地視察 視察先：南富良野町・本別町 参加者：策定委員・事務局 9名
平成27年12月7日	第3回 標津町地域福祉計画事務局会議 ・課題の整理について
平成27年12月15日	第2回 標津町地域福祉計画策定委員会 ・先進地視察の結果について ・アンケート調査、聞き取り調査の結果について ・計画素案の進捗状況について
平成28年2月1日	第4回 標津町地域福祉計画事務局会議 ・講演会の開催について ・地域福祉計画素案について
平成28年2月4日	地域福祉実践に向けた講演会 会 場：標津町生涯学習センター 参加者：関係者及び町民100名 講 師：本別町自治会連合会 本別町総合ケアセンター 講 演：本別町「福祉でまちづくり」の取り組み
平成28年2月23日	第3回 標津町地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉計画素案について ・パブリックコメントの実施について
平成28年2月24日 ～平成28年3月24日	パブリックコメントの実施
平成28年3月30日	計画の決定

2 標津町地域福祉計画策定委員会名簿

役職名	氏名	所属	備考
委員長	渡辺 好之	標津町社会福祉協議会	会長
副委員長	藤本 謙二	標津町町内会連絡協議会	会長
	西田 幸子	ふれあいいきいきサロン元気会	代表
委員	阿部 徹	標津町農業協同組合	参事
	大野 高義	標津町国民健康保険標津病院	院長
	金田 良雄	標津町老人クラブ連合会	会長
	木村 幸裕	標津町PTA連合会	会長
	島影 文子	標津町身体障がい者福祉協会	会長
	白井 光子	有限会社 訪問介護こすもす	サービス提供責任者
	鈴木 仁	社会福祉法人標津福祉会 標津はまなす苑	施設長
	高桑 吉宣	標津町民生委員児童委員協議会	会長
	成田 暁美	標津漁業協同組合	参事
	西山 都子	ふれあいいきいきサロン遊友会	代表
	林 邦彦	標津町商工会	事務局長
	藤本 靖	特定非営利活動法人 キラリ工房	理事長
	山口 靖浩	標津町社会教育委員	委員長
	由田 幸吉	株式会社 標津介護サービス	経営管理部長
アドバイザー	藤井 信秀	根室振興局 保健福祉部 社会福祉課	課長
	橋本 淳	根室振興局 保健福祉部 社会福祉課	係長

※敬称略・委員は50音順

3 標津町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき標津町における地域福祉の総合的かつ効果的な推進を図るため、「標津町地域福祉計画」（以下「計画」という。）策定を目的として、標津町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は標津町の地域福祉に対する総合的な施策について、調査及び検討を行い、計画を策定するものとする。

(組織)

第3条 委員会は20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、福祉団体の代表者、保健福祉等の関係者、職見を有する者などから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、計画の策定完了時までとする。

(運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は保健福祉センター内に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年9月1日から適用する。

4 アンケート調査結果

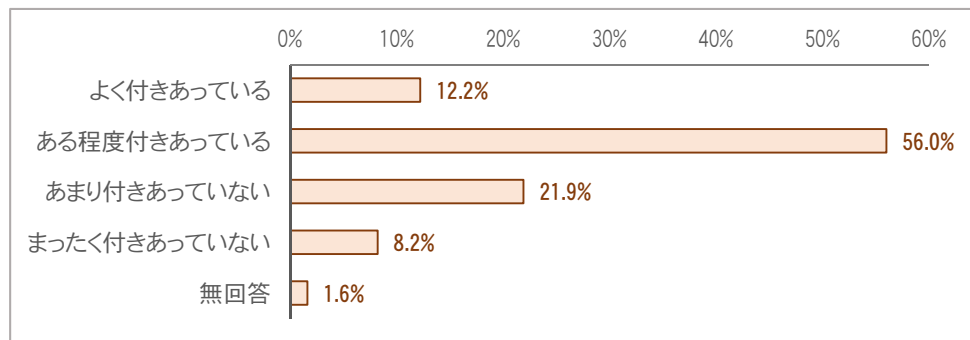
(1) 地域福祉に係るアンケート調査

① 調査の概要

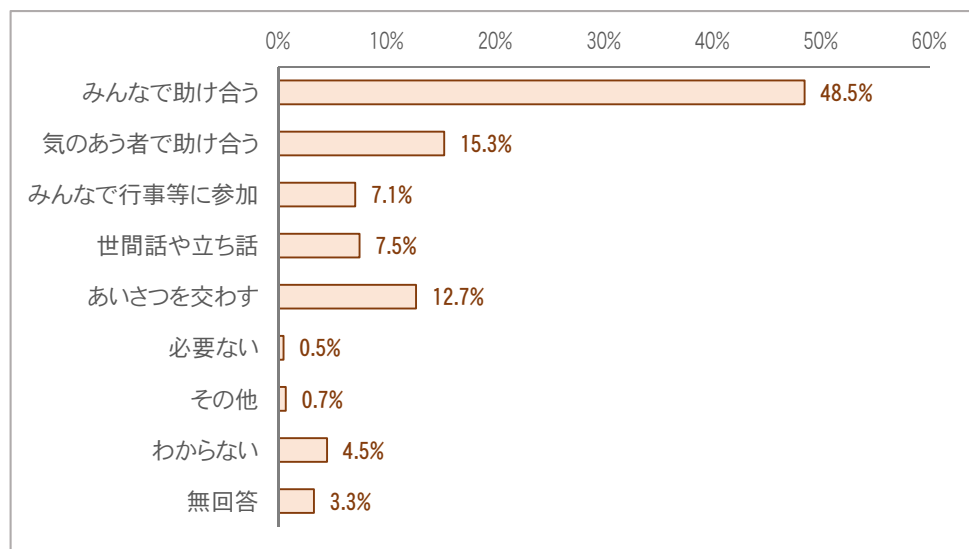
調査対象者	18歳以上の標津町民 1,000人
抽出方法	下記条件を設定した上で無作為抽出 ・各年代の構成比率により按分 ・男女比率50%
調査方法	調査表の郵送によるアンケート方式
調査期間	平成27年10月1日～平成27年10月23日
回答数	425人（回収率42.5%）

② 調査結果（抜粋）

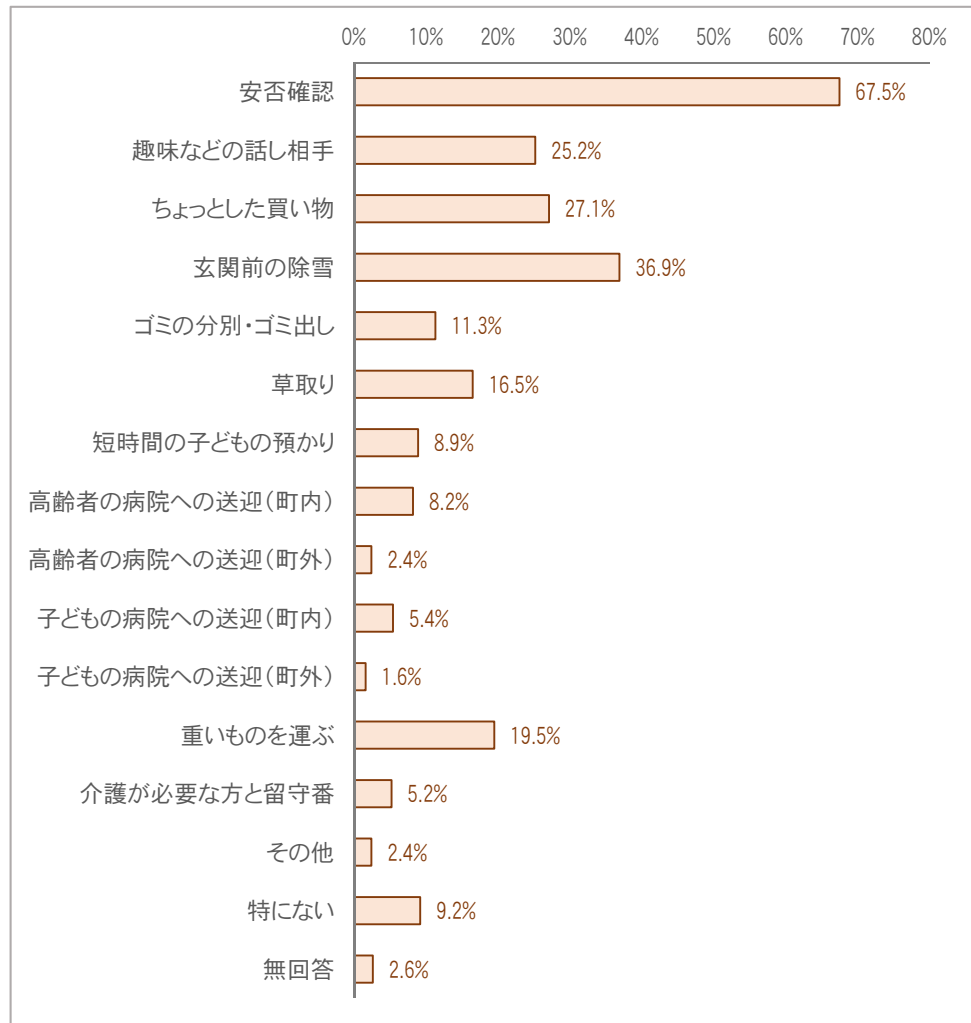
問 ご近所でのお付き合いをどの程度していますか。



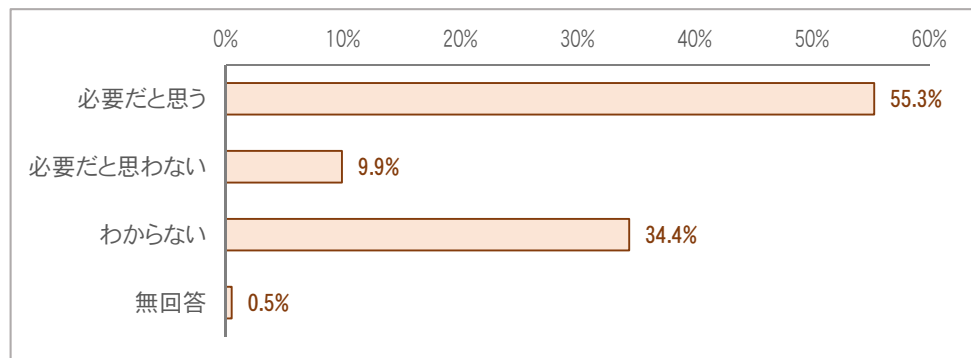
問 ご近所でのお付き合いはどの程度が望ましいと思いますか。



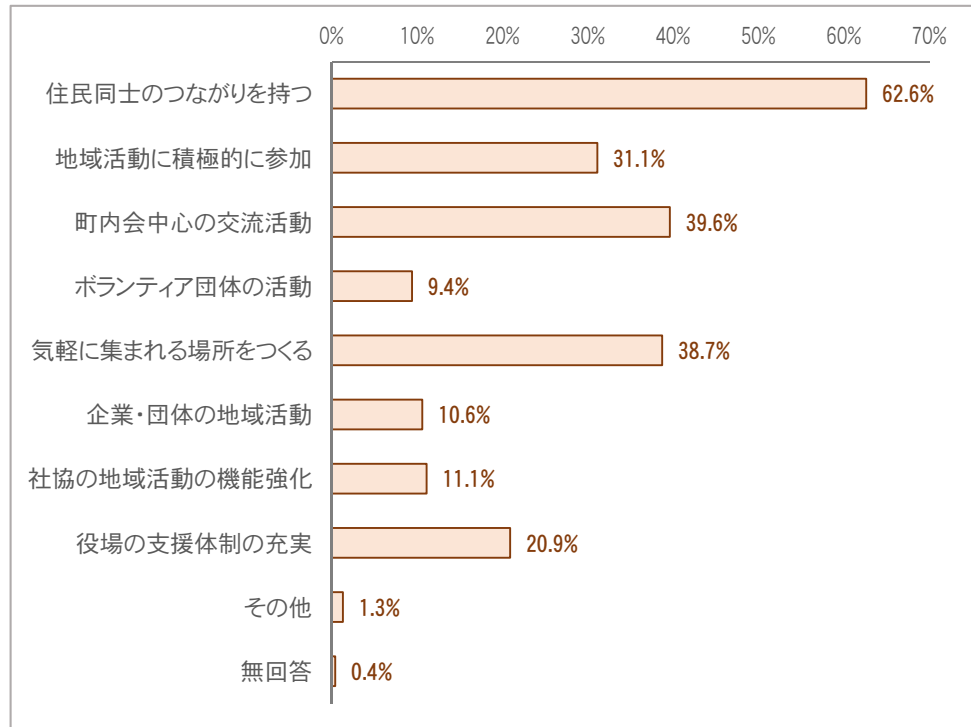
問 ご近所で困っている人に対して、「できる」ことは何ですか。(複数回答)



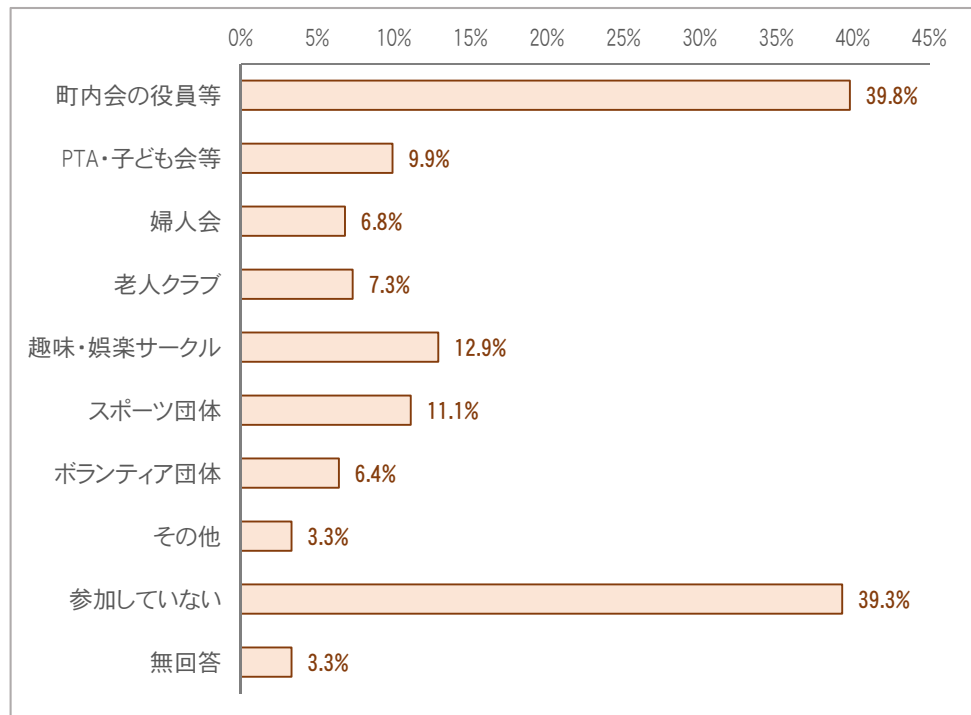
問 日常の困りごとや悩み事を解消するために、住民同士の協力関係が必要だと思いますか。



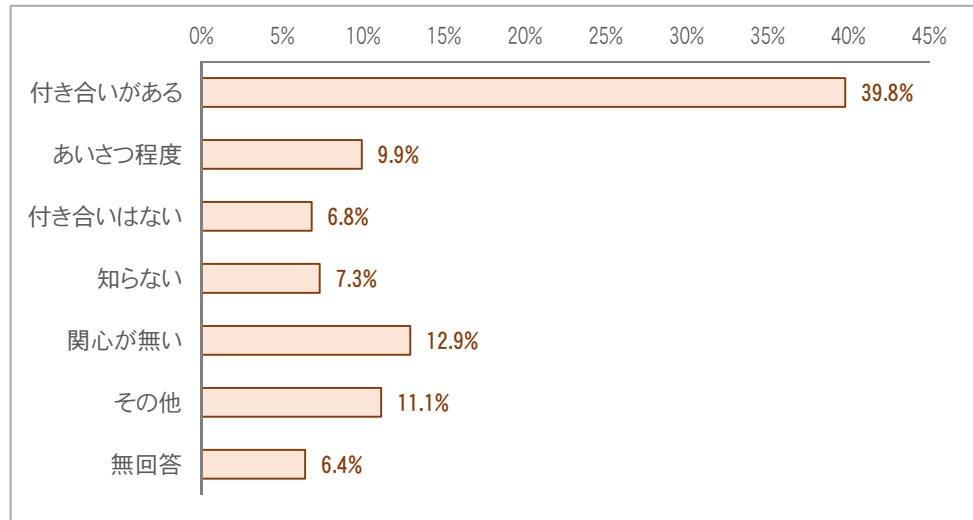
問 住民同士の協力関係を築くためには、どんなことが必要だと思いますか。
(複数回答)



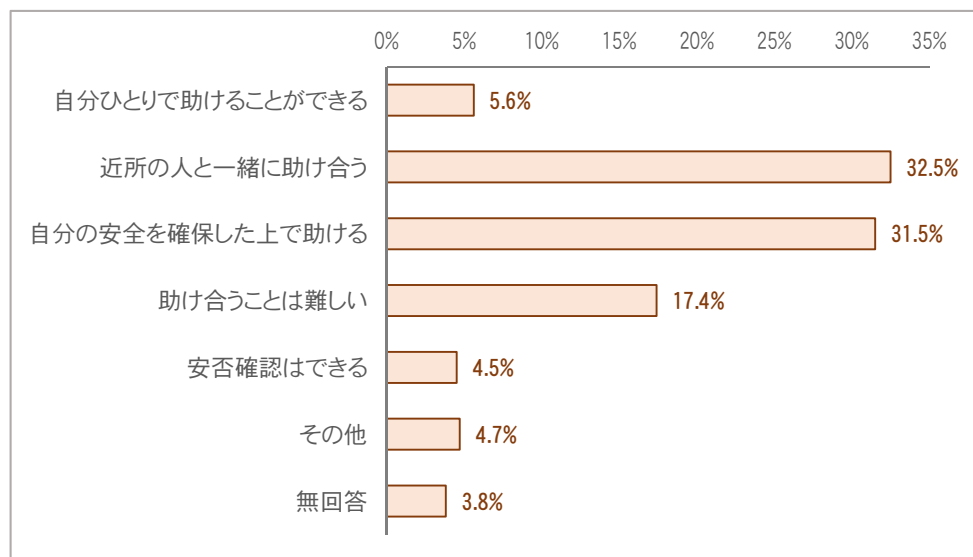
問 現在、どのような地域活動に参加していますか。(複数回答)



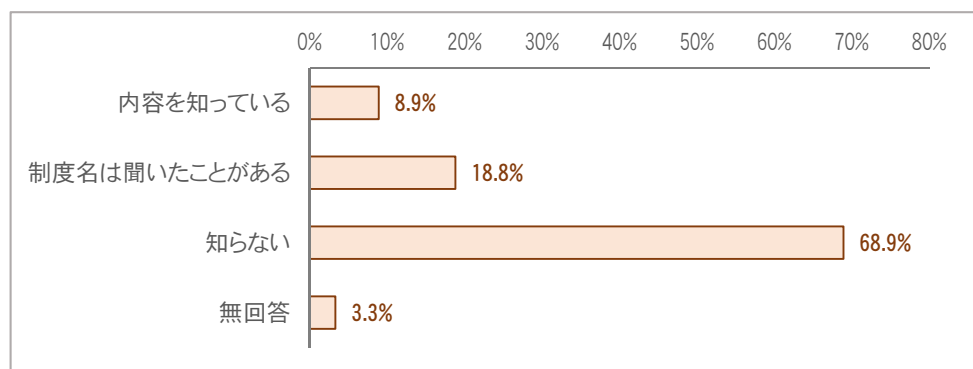
問 お住まいの近所に災害時、支援が必要な方がいるかを知っていますか。



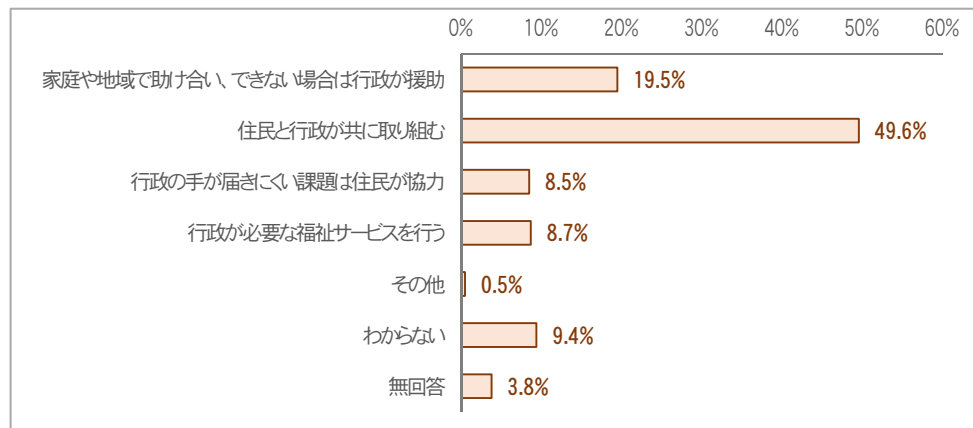
問 災害時に支援が必要な方について、あなたは手を差しのべられますか。



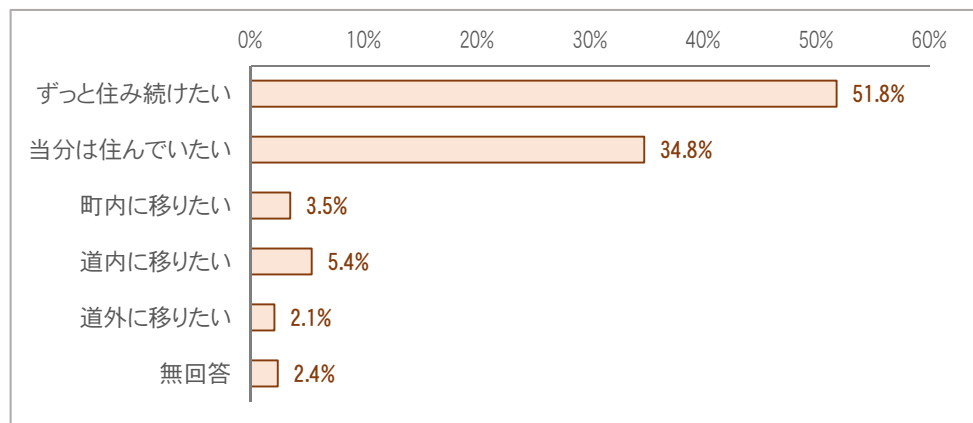
問 災害時要援護者台帳制度があることを知っていますか。



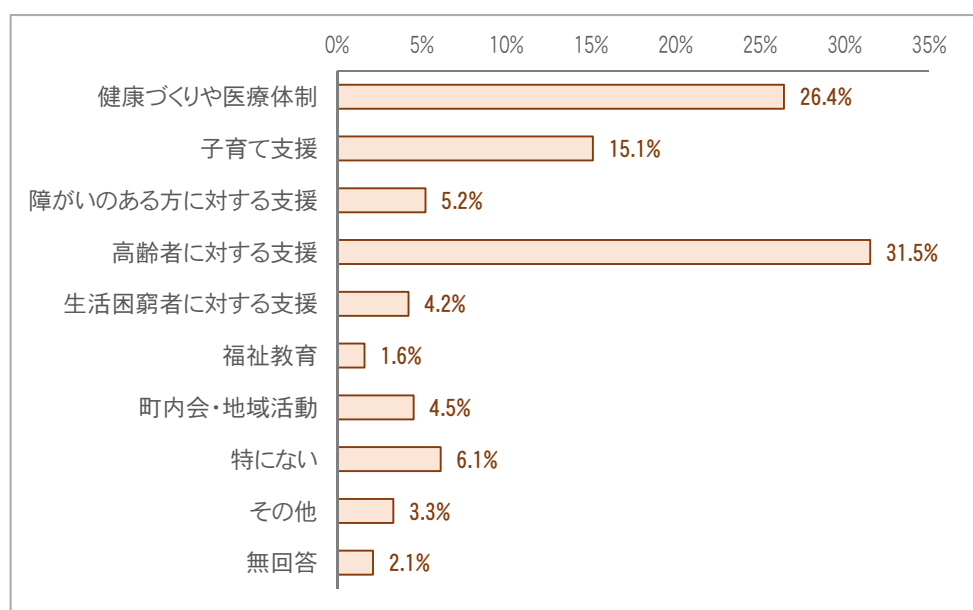
問 今後、「福祉」のあり方は、どのようにあるべきだと思いますか。



問 これからも標津町に住み続けたいですか。



問 地域の福祉サービスとして、どの分野に力を入れるべきだと思いますか。



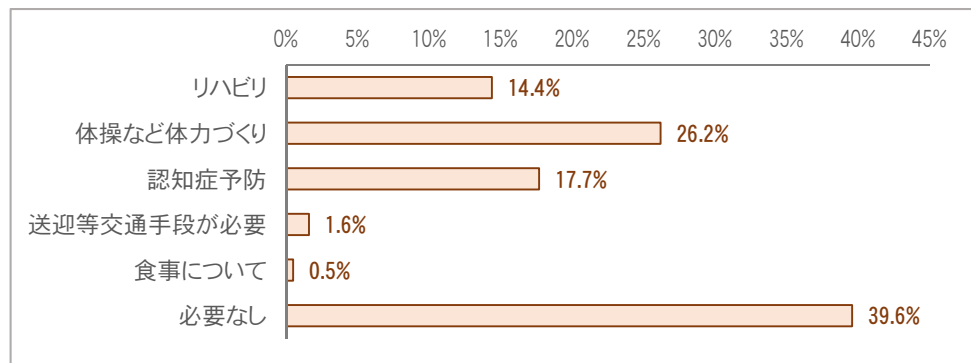
(2) 高齢者向けサービスの検討に関するアンケート調査

① 調査の概要

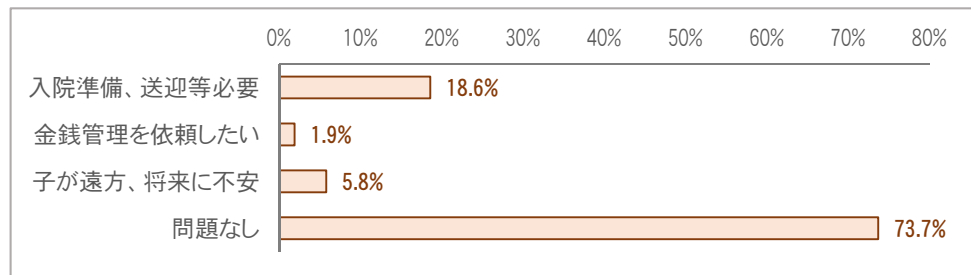
調査対象者	町内在住の一人暮らし高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯
抽出方法	民生委員・児童委員の管轄区ごとに10人前後を無作為抽出
調査方法	民生委員・児童委員による訪問調査
調査期間	平成27年10月1日～平成27年10月27日
回答数	145世帯（207人）

② 調査結果（抜粋）

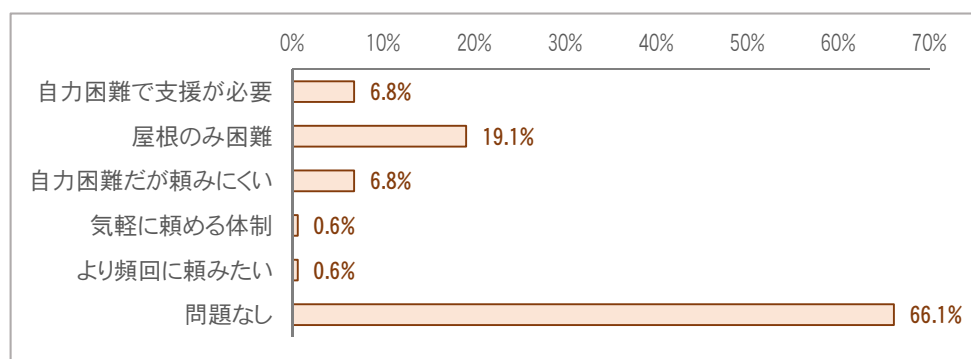
問 リハビリや運動などの介護予防の場があれば、通いたいですか。（複数回答）



問 入院したときの身の回りの世話など、頼れる人がいますか。（複数回答）

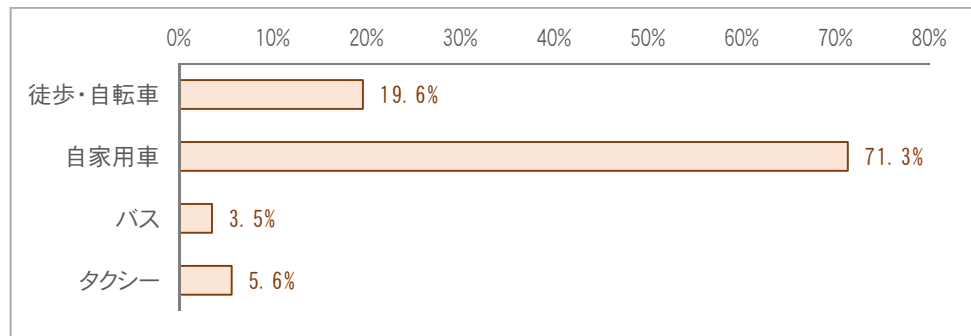


問 自宅の除雪は自力でできますか。（複数回答）

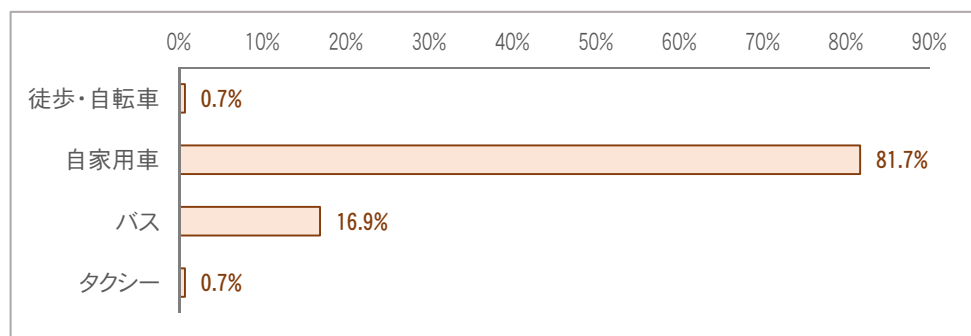


問 普段お出かけの際の主な交通手段は何ですか。

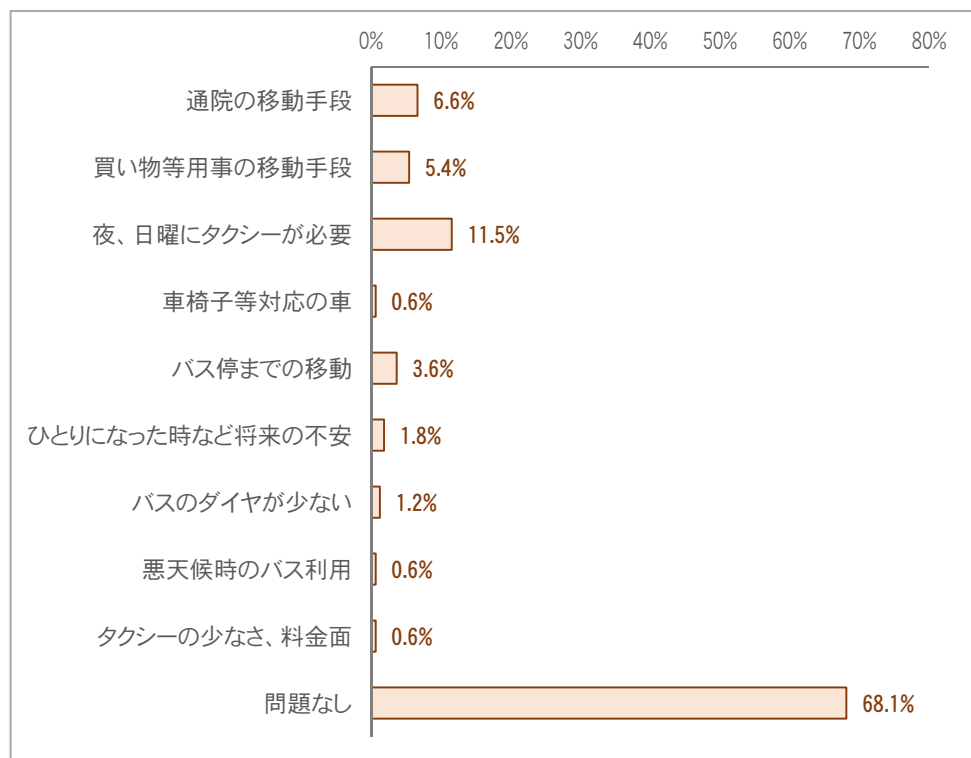
【町内】



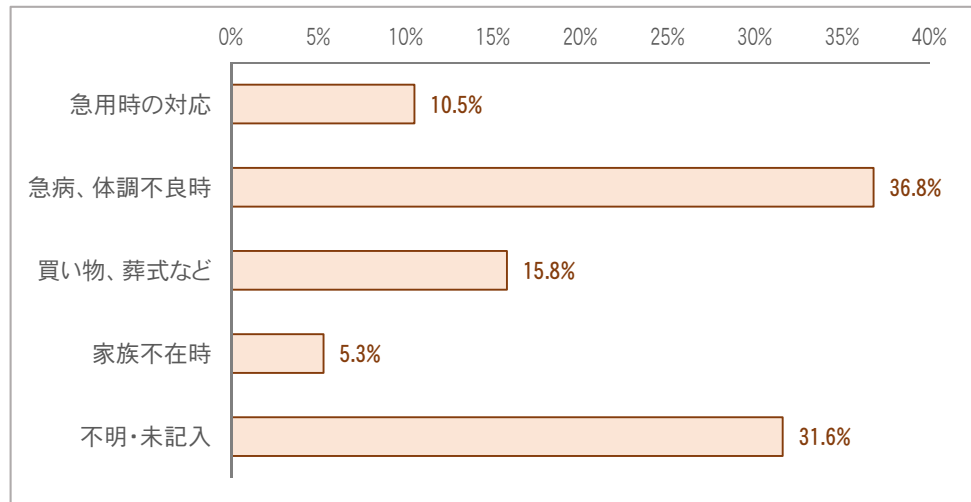
【町内】



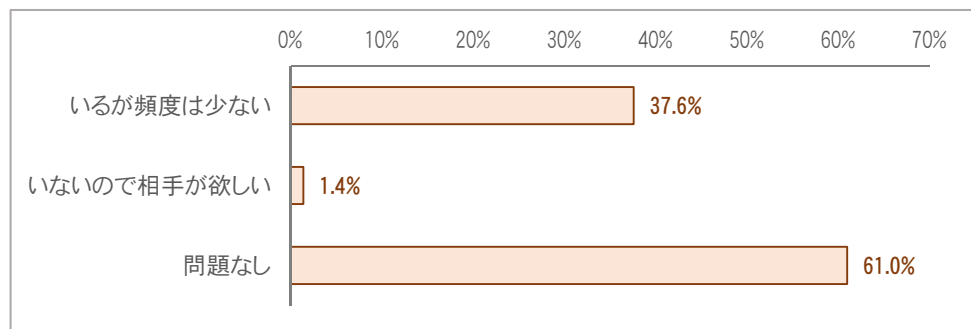
問 普段お出かけの際の交通手段について、お困りのことはありますか。



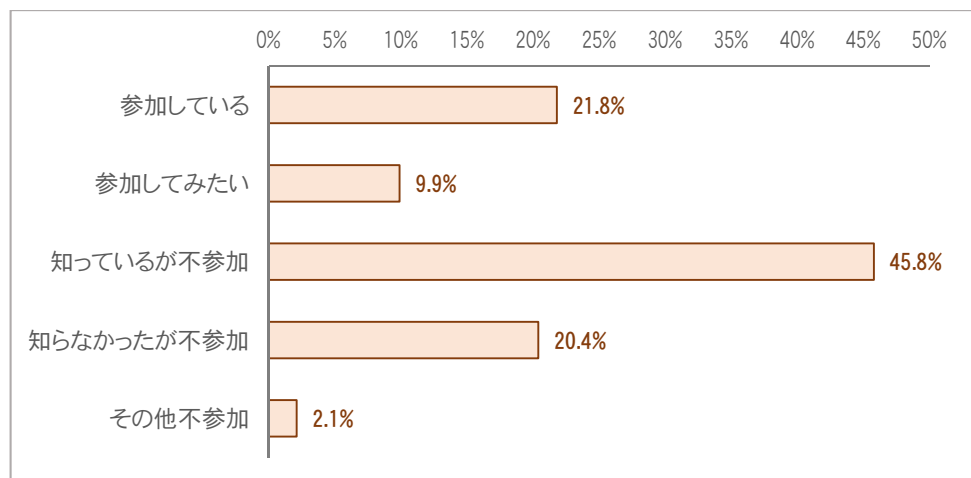
問 夜間や日曜にタクシーを必要とする主な目的。



問 日中、お話し相手になる人はいますか。



問 「ふれあい生きいきサロン」をご存知ですか。また、参加してみたいと思いますか。



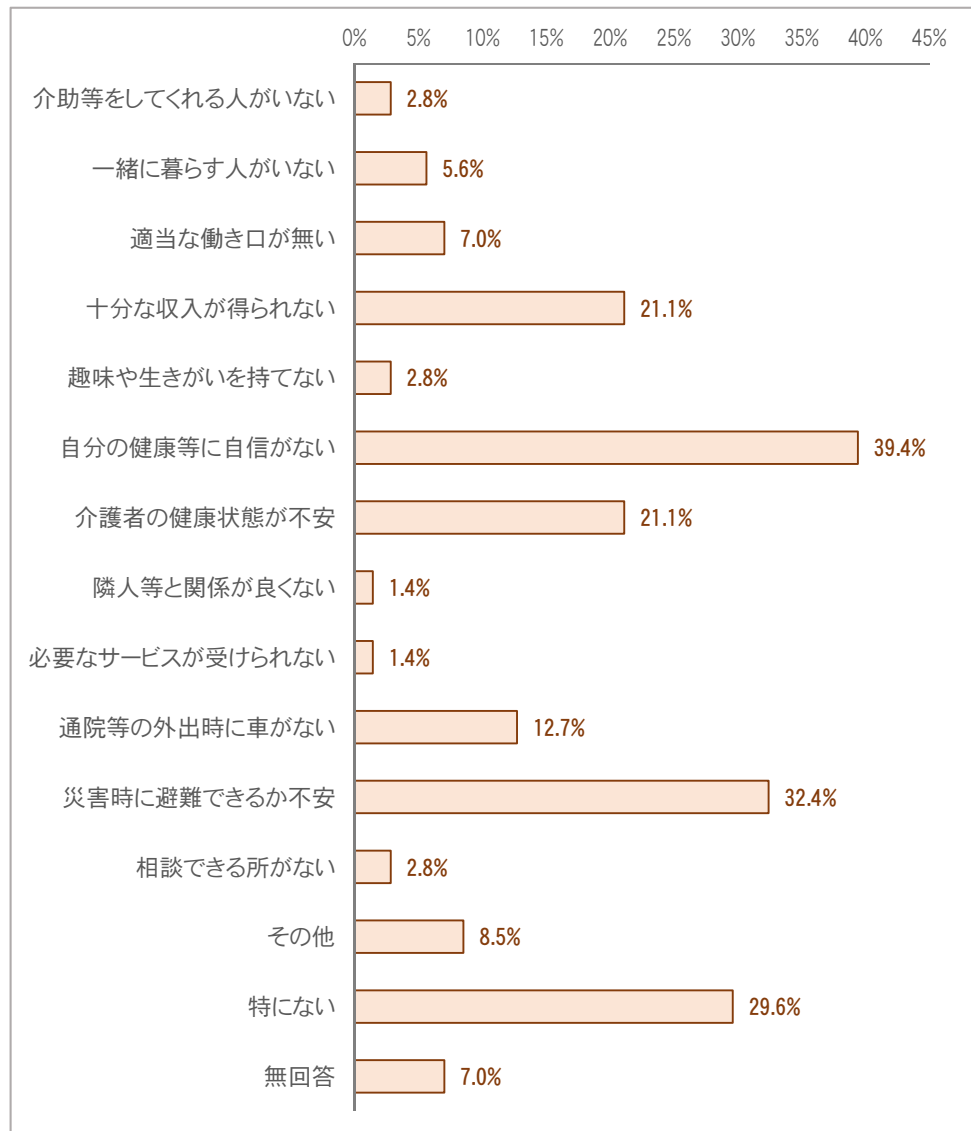
(3) 障がいのある方へのアンケート調査

① 調査の概要

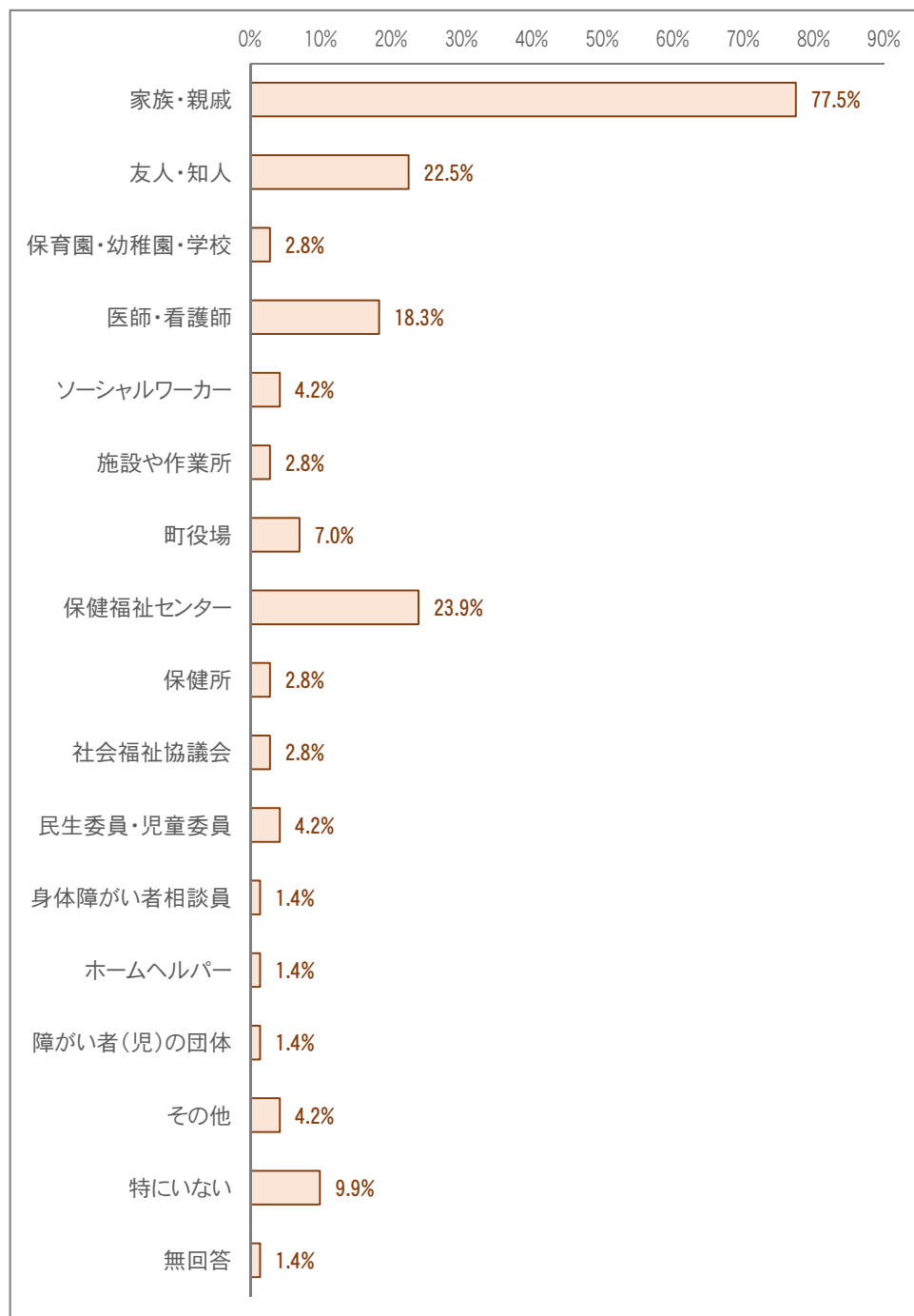
調査対象者	町内在住の障害のある方及びその世帯
調査方法	調査表の郵送によるアンケート方式
調査期間	平成27年10月19日～平成27年10月30日
回答数	71世帯（回収率：39.2％）

② 調査結果（抜粋）

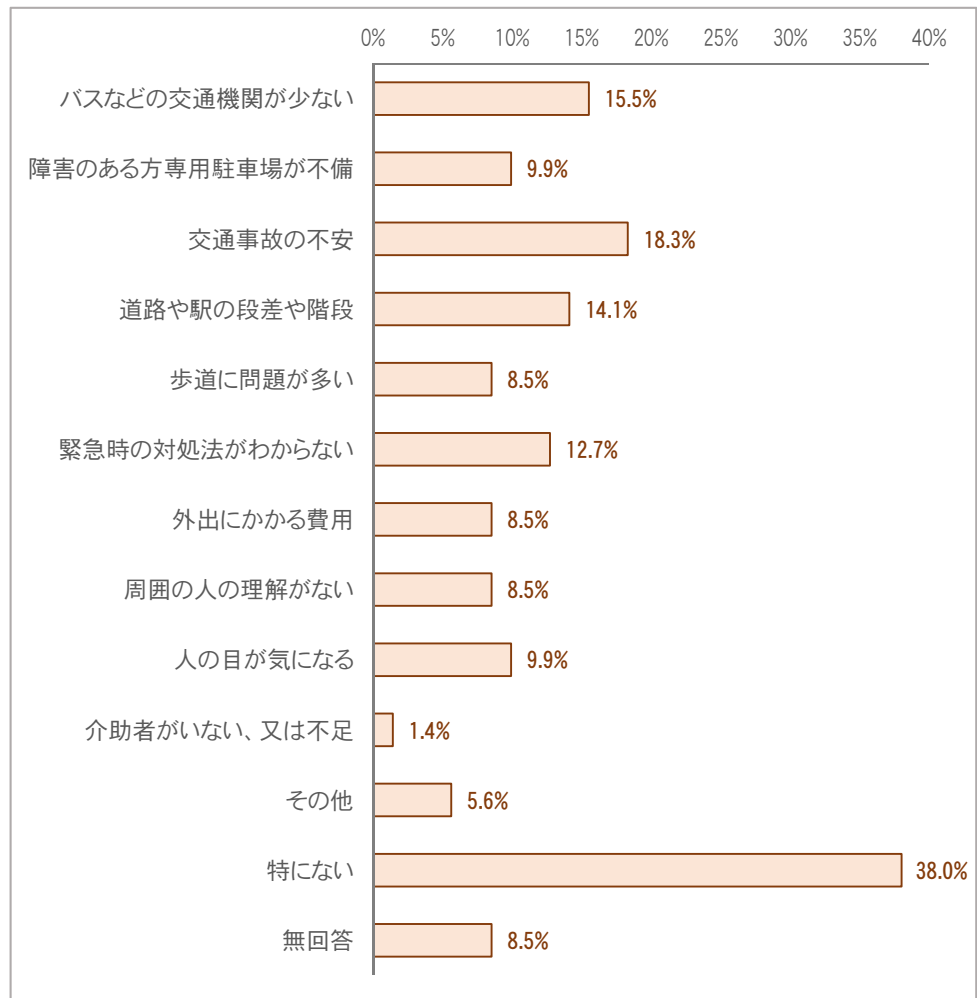
問 現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。（複数回答）



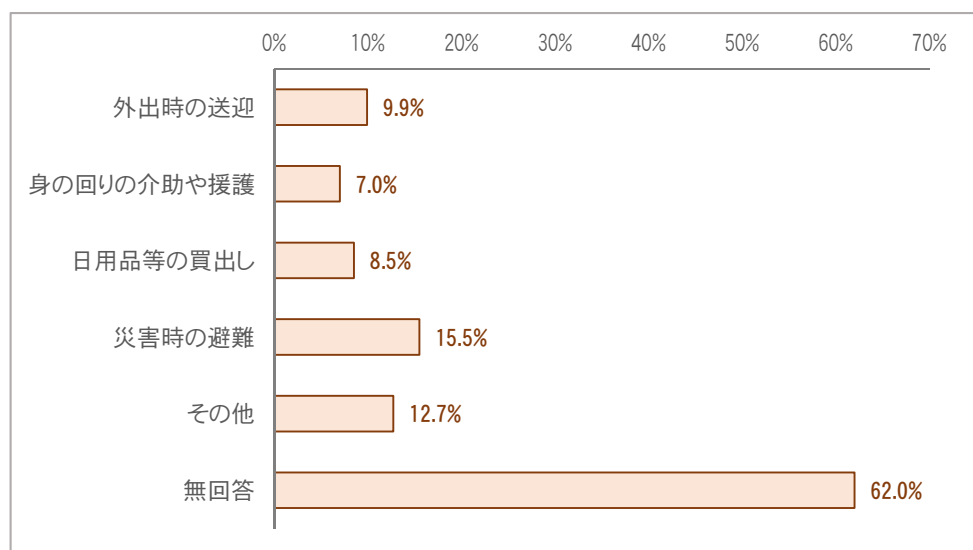
問 悩みや困りごとを相談するのは誰（どこ）ですか。（複数回答）



問 外出のとき、不便に感じたり困ることは何ですか。(複数回答)



問 困ったときにボランティアを受けたいことはありますか。(複数回答)



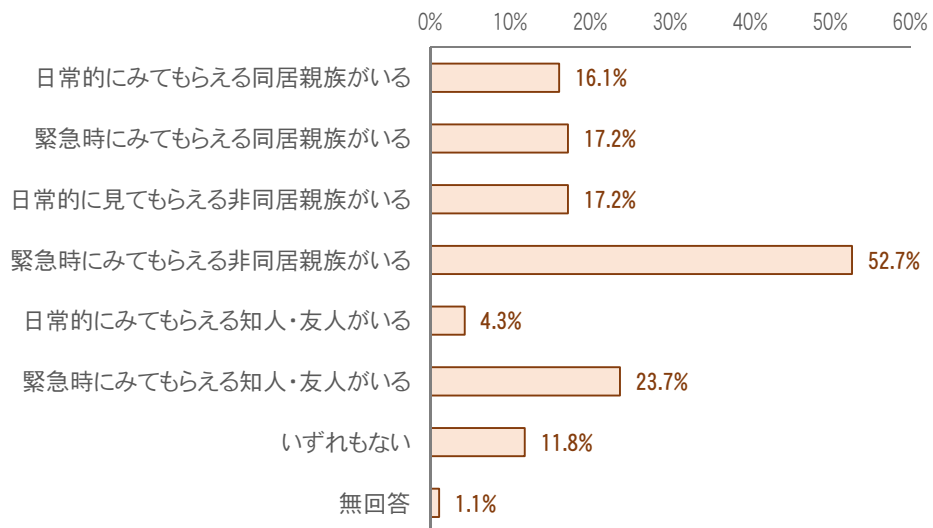
(4) 子育て世帯へのアンケート調査

① 調査の概要

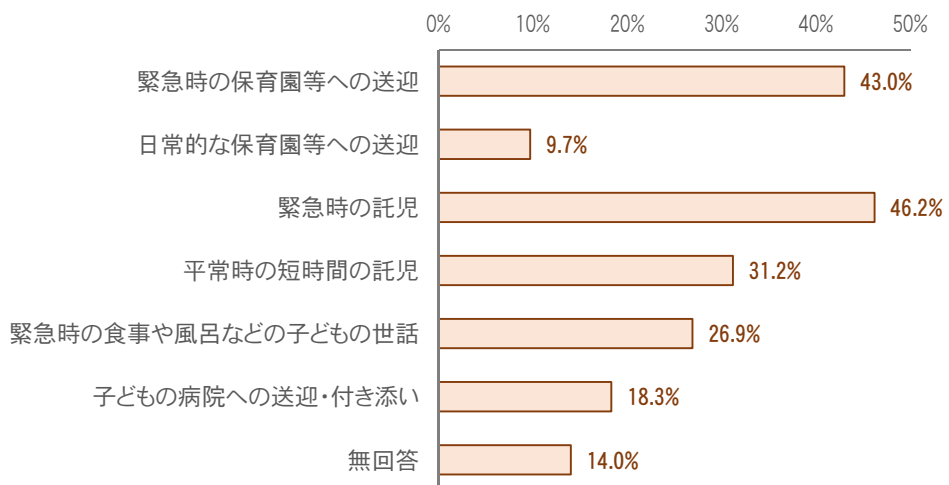
調査対象者	就学前児童を養育する保護者
調査方法	調査表の郵送によるアンケート方式
調査期間	平成27年10月13日～平成27年10月30日
回答数	93世帯（回収率：51.7％）

② 調査結果（抜粋）

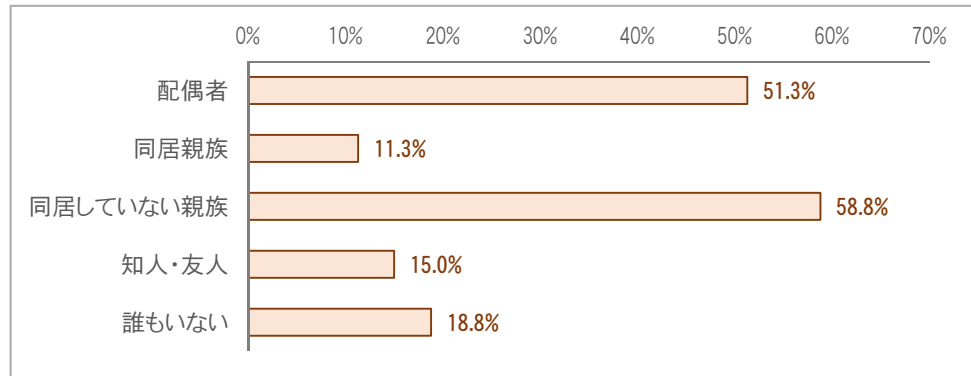
問 日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人はいますか。（複数回答）



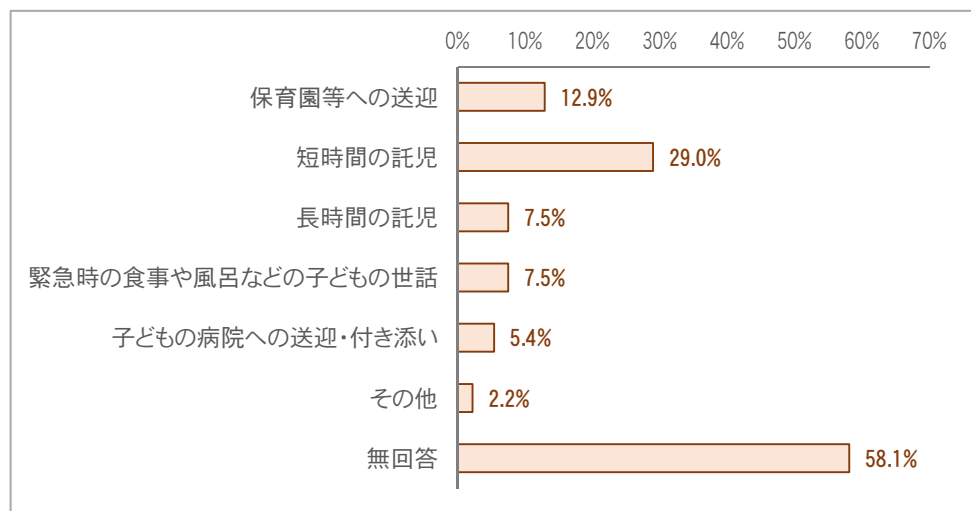
問 子育てで誰かに助けて欲しいと思った経験はありますか。（複数回答）



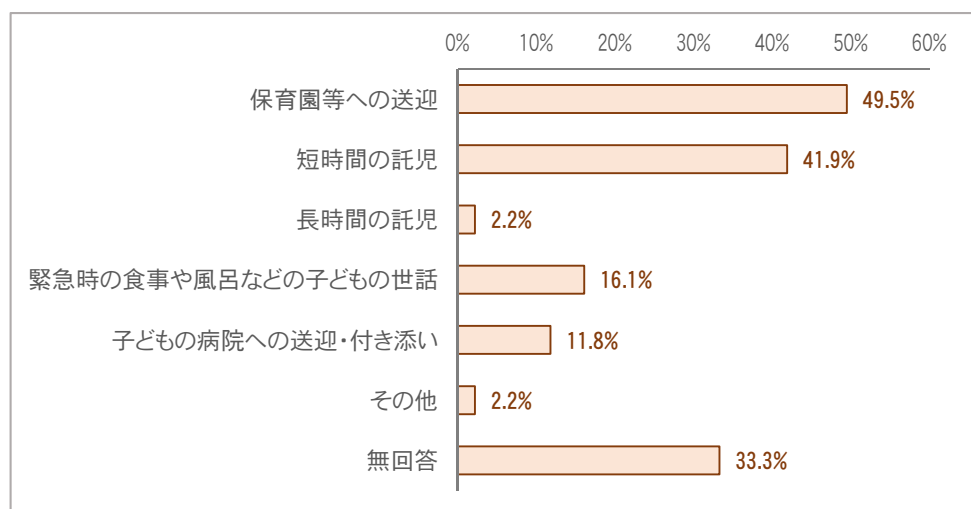
問 支援が必要なときに助けてくれた方はいますか。



問 子育てに関してボランティアを受けたいことはありますか。



問 子育てに関してボランティアできることはありますか。



標津町地域福祉計画

(平成28年度～平成32年度)

平成28年3月発行

発 行 標 津 町

(事務局：保健福祉センター)

〒086-1631 標津町北1条西5丁目6番1-2号

TEL (0153) 82-1515

FAX (0153) 82-1530